

平成28年9月6日

平成28年第3回岬町議会定例会

第1日会議録

平成28年第3回(9月)岬町議会定例会第1日会議録

○平成28年9月6日(火)午前10時00分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番	坂原正勝	2番	辻下正純	3番	和田勝弘
5番	道工晴久	6番	松尾匡	7番	反保多喜男
8番	田島乾正	9番	奥野学	10番	出口実
11番	竹原伸晃	12番	小川日出夫	13番	中原晶

欠席議員 0名

欠 員 0名

傍 聴 4名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長	田代堯	教育次長	廣田節子
副町長	中口守可	危機管理監	中田道徳
副町長	種村誠之	企画政策監	西啓介
教育長	笠間光弘	水道事業理事	鵜久森敦
まちづくり戦略室長 兼町長公室長	保井太郎	総務部理事兼 財政改革部理事兼 まちづくり戦略室理事	佐藤博昭
総務部長	古谷清	しあわせ創造部 理 事	串山京子
財政改革部長	四至本直秀	都市整備部理事	家永淳
しあわせ創造部長	古橋重和	都市整備部理事	早野清隆
都市整備部長	木下研一		

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 岸 本 保 裕

議会事務局係員 池 田 雄 哉

○会 期

平成28年9月6日から9月27日（22日）

○会議録署名議員

8番 田 島 乾 正 9番 奥 野 学

---

議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	一般質問

(午前10時00分 開会)

○道工晴久議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成28年第3回岬町議会定例会を開会します。

ただいまの時刻は午前10時00分です。

本日の出席議員は12名です。出席者が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下、関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

---

○道工晴久議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において指名をいたします。8番田島乾正君、9番奥野学君、以上、2名の方をお願いいたします。

---

○道工晴久議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日9月6日から9月27日までの22日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日9月6日から9月27日までの22日間と決定しました。

それでは、今期定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶を求められておりますので許可いたします。なお、町長が公用の写真を1枚撮りたいという願いが出ておりますので、許可したいと思います。町長、田代堯君。

○田代町長 皆さん、おはようございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、平成28年第3回定例会の開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、心から御礼を申し上げます。

ここ数日、朝晩は過ごしやすい日が続き、少しずつではございますが秋の到来を感じるころでございます。

今年の夏は大変猛暑で、熱中症の方も多く発生する中、異常気象を懸念しておりましたが、8

月中旬から日本に上陸した4つの台風が東北、北海道地方に大きな爪跡を残しました。

特に、台風10号は、東日本大震災から復興途中の東北地方や台風11号で被害を受けた北海道地方で猛威を振るい、交通網の寸断や河川の氾濫による浸水被害など甚大な被害をもたらしました。

このたびの台風におきまして、尊い命をなくされた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

各地の被害を対岸の火事にとらえず、本町におきましても危機管理体制を整え、災害に備えてまいりたいと考えております。

さて、今年も広報広聴の一環として、7月から8月にかけて町内15カ所でタウンミーティングを開催いたし、400名を超える方々にご参加をいただきました。

タウンミーティングでは、町の財政状況や地方創生に向けた取り組みをご紹介しますとともに、住民の方から町政に対してさまざまなご意見やご要望をいただきました。

すぐに実現できるご意見もあれば、実証や実現には時間のかかるご提案もございましたが、いただいたご意見、ご要望については実現の可否にかかわらず今後の町政に生かしてまいりたいと考えております。

また、8月に開催されましたリオデジャネイロオリンピックでは、日本人選手が史上最多41個のメダルを獲得、参加国中メダル獲得数7位と、目覚ましい成果を残し閉幕をいたしました。大きな舞台で自己の力を遺憾なく発揮することは本当に難しいものだと思いますが、世界中が注目する中、最後まで力を出し切った選手の姿は大変すがすがしく、月並みではございますが、大変感動いたしました。彼らが見せてくれた努力・勇気・夢や希望が次代を担う子どもたちに大いに伝わったのではないのでしょうか。

9月8日からパラリンピックが始まります。こちらでも選手たちの活躍が楽しみです。日本人選手の活躍により、4年後の東京オリンピック・パラリンピックに向けた機運が高まっております。日本の力は世界に通用するんだ、そんな思いが未来のオリンピックたちの心に強く宿っていることでしょう。町といたしましても、56年ぶりに東京で開催されるスポーツの祭典を応援してまいりたいと思っております。

さて、今定例会にご提案申し上げます審議案につきましては、平成28年度岬町一般会計補正予算（第3次）など補正予算4件、特定事業契約の変更の件（町営緑ヶ丘住宅PFI事業）など事件案件3件、岬町職員の退職管理に関する条例を制定する件、岬町手数料条例の一部を改正する件、教育長の任命について同意を求める件など人事案件が2件、平成27年度岬町一般会計決算認定の件など決算認定の件が11件、平成27年度岬町健全化判断比率報告の件など

報告の件が5件、以上、議案22件、報告5件でございます。

なお、最終日には、追加議案として、岬町多奈川地区財産区有地の処分の件を提案予定でございます。何とぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○道工晴久議長 以上で、町長の挨拶が終わりました。

---

○道工晴久議長 日程第3、一般質問を行います。

順位に従いまして質問を許可します。初めに、小川日出夫君。

○小川日出夫議員 議長の許可をいただきましたので、通告どおり一般質問を行います。

最初に、公立幼稚園と公立保育所の合併及び一本化についてですが、今年と昨年の淡輪幼稚園の新入園児の人数及び多奈川、深日、淡輪、各保育所の新入園児の人数を年少、年中、年長に分けてお答えください。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 お答えいたします。

淡輪幼稚園につきましては教育委員会所管になっておりますが、保育所もございしますことから、私のほうからあわせてお答えをさせていただきたいと思っております。

淡輪幼稚園の園児数は、平成27年度は72人。うち、入園児童数は3歳児、これ3年保育になります。18人でございます。

また、平成28年度につきましては、園児数は75人で、本年度入園児は、3年保育、3歳児の22人。2年保育、4歳児の3人。合計25人となっております。

また、保育所の児童数につきましては、平成27年度でございますが、まず、多奈川保育所の児童数は15人で、うち、新たに入所した児童数は1歳児の2人となっております。

深日保育所につきましては、児童数が30人。うち、新たに入所した児童数は、5歳児1人、3歳児3人で、合計4人となっております。

淡輪保育所につきましては、児童数が91人で、うち、新たに入所した児童数は、4歳児が3人、3歳児が1人、2歳児が1人、1歳児が4人、0歳児が1人で、合計10人となっております。

また、平成28年度につきましては、多奈川保育所の児童数が13人で、うち、今年度に入所した児童数は、1歳児が3人となっております。

深日保育所につきましては、児童数が26人で、うち、今年度に入所した児童数は、2歳児1

人、1歳児1人で、合計2人。

また、淡輪保育所につきましては、児童数が98人で、うち、今年度に入所した児童数は、4歳児2人、3歳児が1人、2歳児が3人、1歳児が4人、0歳児4人で、合計14人となっております。

○道工晴久議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 詳細な説明、まことにありがとうございます。

今後、5年後、10年後においては、少子化の加速により新入園児の数がかなり減少してくることが予想されます。

公立幼稚園と保育所の合併と、保育所の一本化を提案するものですが、それにはメリットはありますが、デメリットもたくさんあると思います。かなりの高いハードルを越えなければならぬことは重々承知しております。

今後、どのような対策をとられるのか、当町の見解をお示し願います。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 お答えいたします。

議員ご提案の趣旨は、公立幼稚園及び三つの保育所を一つに統合するというご提案と理解をさせていただいております。

幼保一元化につきましては、子ども・子育て支援新制度の柱の一つに認定こども園制度の推進が掲げられているところでございます。

認定こども園につきましては、淡輪幼稚園と淡輪保育所の認定こども園への移行も視野に入れながら、公共施設の複合化、多機能化もあわせて子どもの教育、保育にとってのメリット、デメリットなどを整理、検討していく必要があると考えておりますが、公立幼稚園及び三つの保育所の統合につきましては、児童数の減少により集団活動面において良好な環境とは言えない状況になってきていることや、保育施設の老朽化や耐震性の不安などの現状を踏まえ、少人数であっても地域の子どもは地域で育てるという考え方のもと、統合によらず小学校に併設をすることにより、地域に根差した子どもの12年間を見通した中長期的な子育て、教育支援施策を実施するために、多奈川保育所は平成24年度、また、深日保育所につきましては平成28年度から耐震化が完了した安全な小学校に併設をして保育を実施しているところでございます。

今後も併設によるメリットを生かし、小学校や地域との連携を深めながら質の高い保育の実施に努めたいと考えております。

また、このことから、町といたしましては地域力による保育・教育の支援の具現化を図るとともに、子育て支援施策を充実することにより、児童の減少に歯止めをかけることを基本的な考え

とじているところでございます。

○道工晴久議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 今、部長が述べられたように、多奈川小学校に保育所が併設され、また、本年度、深日小学校に保育所が併設され、この岬町としても一歩進んだ一つの事業ができたことは大変うれしく思っている次第でございます。

各地域ごとに幼稚園、保育所が存在することは理想ではございますが、少子化の加速により新入園児が減少する中、保育所の適正数を今後議論して検討することが必要な課題だと思っております。その点については、当町はどのようにお考えかお示し願いたいと思います。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 保育所の適正数につきましては、財政面や公共施設の適正化の視点、また、保護者や地域の視点、大きくはまちづくりの視点などからそれぞれにメリット、デメリットがあり、また、それぞれにご意見もあることから、一概にどの数が適正かということとは言えないと考えております。

町といたしましては、先ほども述べましたとおり、各地域で保育を実施していくことを基本的な考え方としているところです。

しかし、今後、子育て施策の充実や地方創生施策を進める中で少子化に歯止めがかからず、保育の実施に大きな支障が出てくる事態が予想される場合は、保育所のあり方について、保護者や地域の意見を聞きながら、地域の活性化やまちづくりのあり方等も含め検討する必要も出てくるのではないかと考えられるところではございますが、そのような事態にならないよう、子育て支援施策の充実等に努め、少子化に歯止めをかけたいと考えております。

○道工晴久議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 ありがとうございます。今後、議論を重ね、検討することを要望いたしまして、この件は終わります。

次に、淡輪、深日、多奈川、各小学校の一本化について、お尋ねします。

まず、各小学校の、今年と昨年の、淡輪、深日、多奈川、各小学校の新入生の人数をお答えください。

小学校の新入生も、先ほど保育所の新入園児同様、かなり減少されていることが予想されますが、その人数をお答えください。

○道工晴久議長 教育次長、廣田節子君。

○廣田教育次長 各小学校の新入生の人数について回答させていただきます。

今年度の各小学校の新入生の人数ですが、淡輪小学校51名、深日小学校16名、多奈川小学

校10名。

平成27年度ですが、淡輪小学校86名、深日小学校7名、多奈川小学校11名でした。

○道工晴久議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 どうもありがとうございます。

先ほど述べた幼稚園、保育所の一本化同様、人数が少なくなってくるのは、今後、どんどん加速していくと思うんですけども、同じようにメリットもあるがデメリットも必ずあると思います。多奈川、深日、淡輪、各小学校を合併して1校にすることを議論を重ね、検討する時期がすぐそこまで来ていると思うのですが、当町のご意見をお聞かせください。

○道工晴久議長 教育次長、廣田節子君。

○廣田教育次長 小川議員のご質問にお答えいたします。

先ほど、しあわせ創造部からも答弁させていただきましたが、学校教育におきましても地域の子どもは地域で育てることを方針として、児童数が減少している中において小学校3校を存続して、地域とともにある学校づくりの推進に取り組んでいるところです。

このような中、去る7月23日に開催されました多奈川小サマーフェスタの盆踊り大会が行われているときにお邪魔をいたしました。

よく整備された芝生の上で、校長を筆頭に教員たちが、多奈川保育所の職員たち、地域の皆様、そして、地域の子どもたちが楽しそうに盆踊りを踊っていました。

周りには、保護者を初め多くのギャラリーと、猛暑の中、汗だくになりながら模擬店で生き生きと働く地域の方々の姿に触れ、学校を存続していくことの意義を再確認いたしました。

今、教育委員会が学校とともに取り組まなければならないのは、児童数が減少している中において、小規模校ならではの特色ある授業づくりであり、少人数クラスのメリットを最大限に活用した取り組みを展開していくことで少人数クラスが抱える課題の緩和を図っていくことだと考えています。

そして、小規模校だからの学校の魅力を広く情報発信し、児童の減少に歯止めをかけ、地方創生が進める施策と連動して、子育て世代の人口増加につなげていきたいと考えております。

○道工晴久議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 当町の考え方、廣田次長の答弁で理解することができました。

この件について、教育長はどのようなお考えをお持ちか、ご答弁お願いいたします。

○道工晴久議長 教育長、笠間光弘君。

○笠間教育長 小川議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほどから、地域でどれだけ学校が必要だということで、地域と子どもたちが、また、周りの

大人たちと一緒に学校を育てていくという観点から、現実には小規模校のメリット、これを優先して考えたいと思っております。

今の段階では、現実に地域に学校がある、淡輪小学校、深日小学校、多奈川小学校と地域にあることが優先的だと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○道工晴久議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 ご答弁ありがとうございます。小学校の問題については、この辺で終わりたいと思ひます。

次に、駅前整備と庁舎移転についてお尋ねいたします。

まず、町内の駅前整備についてですが、町内のほとんどの駅前には雨よけの自転車置き場もなく、孝子駅前付近には自動販売機もありません。当然、駅構内の整備及び駅前整備については南海電鉄の協力が必要ですが、当町はどのようなお考えかお尋ねいたします。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 小川議員のご質問にお答えします。

町内には、南海本線に3駅、多奈川支線に3駅、合計6駅ございます。その駅には、それぞれ地域の特徴がございます。

みさき公園駅は町内で一番利用客が多く、急行停車駅でまちの玄関となるもので、また、深日港駅は、かつて淡路や徳島へのフェリーが発着したところの臨時改札口の跡や広いプラットホームなど、当時の面影を残してございます。このように、駅にはそれぞれの地域の特性がございます。

議員ご質問の駅構内や駅前整備につきましては、それぞれの駅の地域の特性にあった整備が必要であり、また、駅を利用する方にとって利用しやすい施設、例えば、雨よけのある自転車置き場などや、また、高齢者や障がい者に優しい施設、バリアフリーの整備が必要と考えてございます。これらの駅構内や駅前の整備には、鉄道事業者である南海電鉄との連携が不可欠になるものでございます。

今後、駅構内の整備及び駅前整備につきましては南海電鉄と連携し、検討してまいりたいと考えてございます。

○道工晴久議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 答弁ありがとうございます。

当町の駅は、階段も急な場所が多数あり、大変利用しにくい状況です。今後、南海電鉄さんと協議を重ね、お年寄りや障害のある方が利用しやすい整備を心がけるよう要望しておきます。

続いて、庁舎の移転、建替え、耐震工事の件をお尋ねいたします。

昨年と同じような質問をいたしました。庁舎は今後、どのような方向をお考えか。移転か、建替えか、耐震工事か、そろそろ方向性を決めて議論を進めていく必要があると思います。

今後、駅前開発、庁舎移転問題について、(仮称)駅前開発プロジェクトチーム等を結成し、住民、行政、議会も協力し合いたくさんのご意見をお聞きし、検討を重ね、前向きに進めていくことが必要だと思っております。当町はどのようなお考えをお尋ねします。

○道工晴久議長 総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 お答えさせていただきます。

本庁舎につきましては、建替えの検討をすることが妥当な方向性と考えております。多額の工事費を費やしまして、耐震性確保のために、例えばブレースの新設や耐震壁の増設等を施工いたしますと会議室や事務室の分断が生じまして、窓がほとんど取れない場所が出てくるような不具合が多々出てまいります。

また、本庁舎には行政の事務機能や防災拠点としての機能以外にもさまざまな機能が求められますが、このような機能を老朽化が進行している本庁舎を耐震化しながら確保していくことは極めて困難と考えております。

庁舎の建設につきましては、先般、庁内に岬町新庁舎建設庁内検討委員会を設置いたしました。この委員会におきましては、新庁舎の建設にかかる基本的方向に関する事、新庁舎の適地、規模、内容及び資金計画に関する事。また、業務継続計画に関する事、その他、新庁舎建設に必要な事項を調査、検討することとしております。

議論の方向性としましては、実現可能な計画とするため、必要となる庁舎の機能は確保しつつコンパクトな建物とすること。福祉施設や生涯学習施設との複合化、また、資金計画については、民間活力の活用による財政負担の軽減や将来を見据えた予算の平準化策などにつきましても調査、検討をしていくことを考えております。

基本構想的なものが見えてまいりましたら、議会、住民、外部の学識経験者等のご意見をお聞きする手法の検討や、組織の設置などを進めることになると考えております。

○道工晴久議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 的確なご答弁、前回も同じような答弁をお聞きしたかのように思っております。まことに申しわけないが、もう少し未来を見つめて違う方向性も考えていただきたい、そのような答弁もいただけたらなと思いましたが、当町の考えはよくわかりました。

ここで、皆さんにうっすらと目を閉じていただき、これから私が言うことを想像していただきたいと思っております。

大雨のどしゃ降りの中、みさき公園の駅を降りる。そこには、超高層ビルが建っている。雨に

ぬれないで地下道をくぐって、その高層ビルに入ると、1階は食料品スーパーやドラッグストアや大規模な店舗がある。2階と3階には庁舎がある。3階から上は高層住宅マンションがあり、2階で住民票をもらって、3階の田代町長室に挨拶をして、1階でお買い物をして、隣に行くと駅前保育の保育所がある。子どもを迎えて自宅に帰る。このような駅前開発をしたいと思っております。

もし、そのようなことが実現できたら、みさき公園の駅前周辺の土地の価格も値上がりし、また、みさき公園駅前周辺に移転して住居を構えてくれる人々がたくさん増えるかもしれません。そうすることによって、人口減少の対策になるかもしれません。

希望的及び理想のまちづくりを発表して、今回の私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○道工晴久議長 以上で、小川日出夫君の質問が終わりました。

次に、奥野 学君。

○奥野 学議員 一般質問を始めさせていただく前に、先ほど、田代町長からも冒頭にご挨拶の中にもございましたが、田代町長以下理事者の皆様におかれましては、平成28年度タウンミーティングにおきまして、7月20日、孝子小学校を皮切りに、8月8日の深日会館での最終日までの12日間、15カ所におきまして、休日返上で真夏の熱い中、大変ご苦労さまでございました。

各地区におきまして、住民の皆様方からいろいろなご意見や要望があったことと思います。真摯に受けとめ、早急に改善できることはよろしくお願い申し上げます。

それでは、質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、岬町の水道料金についてお尋ねいたします。

私の友人夫婦が平成23年に枚方市より岬町深日に新築して移転してまいりました。先日、その友人の奥様との雑談の中で、岬町はなぜこんなに水道料金が高いのですかと尋ねられました。

その後、岬町水道課に出向き、大阪府下の水道料金はどうなっているのかとの思いで、平成28年4月1日現在の比較表をいただきました。

まず、一般家庭の使用水量20立方メートルで岬町と枚方市の水道料金を見てると、岬町は20立方メートルで3,740円、枚方市では2,235円です。枚方市と岬町だけを比較すると、1.67倍の水道料金でありました。正直なところ、こんなに水道料金の格差があるとは思いませんでした。友人の奥様の言われていることはこのことであるのかと改めて驚きました。

この場をおかりして大阪府下での水道料金の高いベスト3をご紹介します。

一番高いのは、20立方メートルで能勢町の4,682円。2番目に高いのは豊能町で、3,996円。3番目に高いのが我がまち岬町で、3,740円です。

参考に、水道料金の安いベスト3をあわせてご紹介いたします。20立方メートルで一番安いのは茨木市で、1,998円。2番目に安いのが大阪市の2,073円。3番目に安いのが吹田市の2,149円です。

この高い3自治体と安い3自治体を比較すると、約2倍前後の料金となっております。各自治体においては、地形的にもいろいろな条件の違いがあると思いますが、この料金表を見て改めてびっくりです。

そこで、今回の質問となりました。

初めに、平成28年4月1日現在、岬町は大阪府下で3番目に高い水道料金となっておりますが、平成27年度決算における損益はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○道工晴久議長 水道事業理事、鶴久森 敦君。

○鶴久森水道事業理事 奥野議員のご質問にお答えいたします。

本町の水道料金が高い要因といたしましては、給水面積が広く起伏が多いことから、送配水管の距離が長く、ポンプや配水池等の施設が多くなり、それに投資した費用や維持管理費が多額のところに、その費用を負担する需要者、すなわち人口が減少していることが一因となっていると考えております。

水道事業の平成27年度の決算状況につきましては、収益的収支では給水人口の減少、節水型家電の普及により、一般需要者の使用水量の減少、本町最大の大口需要者の操業停止による給水収益の激減に加え、拡張事業等の資本投下に伴う減価償却費や企業債利息が財政を圧迫しておりますが、経営改善に努め単年度の純利益は計上できております。

しかし、資本的収支では、拡張事業等の財源として発行した企業債元金の償還が財政を大きく圧迫しております。

総合的に分析しますと、業務活動で獲得した資金より投資活動及び財務活動に必要な資金が上回っていることから、財政状況は厳しい状況にあります。

本町の水道は普及率100%を達成し、維持管理の時代に入っておりますが、配水管や機械設備を中心とする水道施設は老朽化が進んでいることから、これらを計画的に更新していく必要があります。

今後、この更新事業を進めるためには多額の整備費用が必要となり、財政的により厳しくなると考えております。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 平成23年度より、岬町も大阪広域水道企業団に加入していますが、加入しているメリットとしては何があるのか、改めてお尋ねいたします。

○道工晴久議長 水道事業理事、鶴久森 敦君。

○鶴久森水道事業理事 大阪広域水道企業団についてご説明させていただきます。

大阪府域には淀川以外に水量の豊かな河川がなく、府内の市町村で近隣の河川や地下水だけで水道水を確保することが困難であったことから、大阪府水道部が淀川を水源に用水供給事業を開始し、府内42市町村に供給してまいりました。

平成23年度に市町村との連携拡大や広域化により、効率的な事業運営を行うため、本町を含む府内42市町村で一部事務組合である大阪広域水道企業団を設立し、大阪府水道部の用水供給事業を継承して事業を開始したところでございます。

現在、大阪広域水道企業団を核とした府域水道のさらなる広域化を推進し、企業団の用水供給事業と市町村の末端水道事業と事業統合することによる府域一水道を目指しているところでございます。

本町は大阪広域水道企業団から用水供給事業として、淡輪地区にあります受水場へ他の構成団体と同額の統一料金で用水の供給を受けております。

また、用水供給単価につきましては、近年では平成22年度、平成25年度に値下げが実施されております。

企業団の用水供給事業と市町村の末端水道事業の事業統合につきましては、先陣を切って四條畷市、太子町、千早赤阪村の3市町村が統合に関する基本協定を締結し、統合に向けて進んでおります。

また、本町を含む7市町村が統合に関する検討・協議を開始しております。今年度中にメリット、デメリットを整理した資料を作成し、ご報告したいと考えております。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 鶴久森理事、答弁ありがとうございます。

先ほどの鶴久森理事の答弁によりますと、将来、大阪府全域が同一料金とするため、末端水道事業の検討・協議が開始されているとのことでありましたが、それはまだまだ時間がかかるように思われます。

大口需要企業、人口の減少により今後ますます収益が悪化すると予想されますが、どのような対策をお考えなのかお尋ねいたします。

○道工晴久議長 水道事業理事、鶴久森 敦君。

○鶴久森水道事業理事 本町では、人口減少に歯止めをかけ、地域の活力を維持するため、地方創生の取り組みの中でさまざまな取り組みを積極的に行っております。

議員ご指摘のとおり、人口減少に伴い料金収入が減少することから、ますます厳しい経営状況

になってくると考えております。

漏水の早期発見による有収率の向上、給水停止の実施による徴収率の向上、自己水の増量など、さらなる経営改善に努め、あわせて企業団へ用水単価の抑制を強く要望してまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 先日いただいた平成27年度水道事業会計決算意見書を見せていただきました。

その中で給水状況として、年間総配水量204万2,353立方メートル、有収水量185万8,542立方メートル、その差は18万3,811立方メートル、これが漏水量であります。先ほどの鶴久森理事の答弁では、この漏水の早期発見による有収率の向上と答弁されました。

水道課の限られた職員さんで、現在、どのように漏水調査をされているのかお尋ねいたします。

また、未収金の徴収率の向上と答弁がなされました。平成27年度未収金8,142万2,821円、平成27年度以前の未収金6,971万6,821円、その他2,273万4,190円の合計1億7,390万3,832円も未収金があります。具体的に、徴収率向上のための体制をお尋ねいたします。

○道工晴久議長 水道事業理事、鶴久森敦君。

○鶴久森水道事業理事 漏水調査につきましては、平成24年度より3カ年かけ、町全域の漏水調査を専門の業者に委託し、実施いたしました。

その漏水調査は、道路に埋設された水道管だけではなく、各家庭の水道メーターまで調査を行い、引き込み管等の漏水も発見し、修理いたしました。

この調査に伴い、各配水池区域内の夜間最小水量を推定し、それをもとに、日々の中央監視での水量変化から漏水の発生に注視しております。水量の変化が認められたときは、その区域をすぐに踏査し、漏水の早期発見に努めております。

徴収率の向上につきましては、現在、料金の未払いに対しましては給水停止を実施していることから効果が出ておりますので、継続してまいります。

過去の滞納分につきましても、分納誓約をしていただいたものにつきましては、約束が不履行の場合は給水停止を実施しております。

居所不明者につきましては、情報収集に努め、1件でも多く徴収できるように進めているところでございます。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 現在、限られた職員体制では、漏水調査、徴収体制の強化は非常に難しいのが現状と思われれます。

そこで、田代町長に最後にお尋ねいたします。

移住定住策としていろいろな対策をとっていただいていることは承知いたしております。また、水道会計は独立採算性の原則も承知しております。移住定住策を考えておられる方々にとっては、水道料金が重要な条件の一つと考えられます。

私は、早々に料金を下げる対策は見当たらないと考えますが、田代町長において、少しでも水道料金を下げ、移住定住策にするようなお考えがありませんか、お尋ねいたします。

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えをさせていただきます。

水道料金については、本当におっしゃるとおり、府下で3番目に高い率となっていることは事実でございます。

そんな中で、内容については先ほど水道理事から説明があったとおりでございまして、今後の対策としては、やはり広域化しておりますので、その中で統合していくか、全ての配水池、そういったもの全て広域化して、その中で今後、運営管理をしていくかどうかというのが今、協議会の場に我々としてはついております。

そこで、ある一定のメリット、デメリットが出るかと思っておりますので、もし、いい方向の形が出れば、また、その方向性を議会の皆さん方にご審議していただきたいと、このようには思っております。

ただ、移住定住者に対する今後の取り組み方なんですが、地方創生事業で一応定住策として空き家対策等を整備して、そこへ移り住んでもらうということを考えているのですが、水道料金が高いということもありますので、そういった、いわば町外から岬町へ移住してこられる方等については、地方創生の枠組みの中でいろいろと減免措置なり、そういった水道料金の引き下げなりを考えていけるかなと、このように思っております。

ただ、全体的には、今、水道会計申し上げましたとおり、非常に厳しい、一步間違えば赤字になってしまうというような状況でございます。それを現体制でしっかりと頑張っております。

水道料金の、先ほどご質問にもありました点検とか、料金収入、そういったことは委託業者にきっちりとやっていただいておりますので、その辺は問題ないかと思っておりますけども、やはり、これから大きな課題というのは老朽管の布設替え、こういったものは相当な財源を要するかな、このように思っております。

そういったものも含めて、今後、移住定住という方々の水道料金も重要な条件ということで視野に入れて検討してまいりたいと、このように思っております。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 田代町長、どうもありがとうございました。

なかなか独立採算性という企業会計でもありますし、今後、十分な検討をして、少しでも安くなるようにご検討よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。

2点目は、道の駅みさき整備工事関係についてお尋ねをいたします。

先日、淡輪の西水利組合の組合員さんから、道の駅みさき内の施設の合併浄化槽から排水をされる汚水、雑排水の処理水が地元水利組合のかんがい用水の水路に放流することになっているので困っているとお話を聞きました。

かなり大きな合併浄化槽が設置されることと思います。最近、合併浄化槽の性能も大変よくなっているとは思いますが、下部での農業者にとってはかんがい用水路に汚水、雑排水の処理水が流れ込んでくることは大変嫌なものであります。

私も深日で少し水田や畑をやっております。私も当事者であれば同じように考えます。西水利組合と岬町とで放流経路について協議をしているとお聞きしておりますが、協議は既に終えたのか、改めてお尋ねをいたします。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 奥野議員の質問にお答えさせていただきます。

道の駅みさきで整備する地域振興施設から排水されます汚水、雑排水は、地域振興施設とあわせて整備する合併浄化槽で処理し、処理水を最寄りの水路に放流することになります。

この放流先につきましては、議員がご指摘のとおり、西水利組合のかんがい用水路となつてございまして、現在、放流について西水利組合と協議を進めているところでございます。

なお、放流する合併浄化槽で処理された処理水につきましては、法で定められた水質基準を満たすもので、特に問題があるものではございません。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 放流については協議中ということでございますので、西水利組合の方々の納得のいく放流経路で進むようによろしくお願ひいたします。要望いたしておきます。

次に、夕野池、カイカ池埋め立てに伴う今後の維持管理についてお尋ねをいたします。

道の駅みさきの造成工事に伴って搬出される土砂は15万立方メートルであります。夕野池に4万5,000立方メートル、カイカ池に2万立方メートル。建設中の第二阪和国道用にその残り8万5,000立方メートルを搬入されます。

既に、夕野池、カイカ池には8月末で埋め立て搬入済みとのことでありまして。カイカ池は全て埋め立てをしていますが、夕野池は一部治水調整池として残されます。

この埋め立てで新たにできる土地は、平時には地域住民の方々の憩いの場としての活用や、災害発生時には一時避難地として有効利用されることとなりますことは大変ありがたいことだと考えております。

今後、排水工事、管理フェンス等の工事がなされるとお聞きしております。

夕野池、カイカ池においては、もともと上部山林及び淡輪14区、18区からの大量の雨水が流入する調整池であります。現在でも、雨水流入管が夕野池に4本、カイカ池にも2本あります。

また、夕野池の堤においては、ローソンみさき公園店の上を国道側から見ても雑木が生い茂り、長年草刈りすらしていません。ご近所の方々にも大変ご迷惑をおかけしていると思います。

そして、現在の夕野池の排水用の底樋、斜樋が機能していないとお聞きしております。

今後、池の底に水量調整用のオリフィスを新設されるとのことです。今後、完成後は岬町の管理する池となります。そこで、堤の草刈り、オリフィスのごみのつまりの除去、点検をどのくらいの期間で行うのか確認をいたします。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 夕野池の草刈りでございますが、ご存じのように、現在、池はまだ工事中となっております。工事が完了した後は堤の草刈りを予定しております。

なお、夕野池の整備が完了しましたら、議員ご指摘の堤体の草刈り、オリフィス、いわゆる調整池にたまった雨水の放流量を調整する箇所でございますが、それらにつきましては、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えてございます。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 ご答弁ありがとうございます。

私の所属する深日の南池土地改良区管内の蛸池、南條上池、下池、その他の池の全ての堤は1年に二度堤の草刈りをし、水漏れがないか、亀裂がないかなどの点検をしております。万が一、決壊というようなことになると、下部の住民の方々に大変な事態となってしまいます。

現在、夕野池の堤の草刈りを全くしていないので雑木が生い茂っております。今後、刈っただけというご答弁でございましたが、下の民家、店舗の方々にも草刈りをしないと害虫も発生し、大変ご迷惑をかけているかと思われまので、よろしく願いいたします。

そして、最後に、定期的に堤の草刈り、オリフィスの点検を行っていただき、事故のないように十分心がけていただきたいと思います。これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○道工晴久議長 奥野 学君の質問が終わりました。

次に、田島乾正君。

○田島乾正議員 議長のお許しを得ましたので、一般質問に入りたいと思います。

私が今回、通告しましたのは、2件、岬町の農政問題と岬町役場庁舎の建設、この2点について通告どおり質問したいと思います。

まず、その前に私の肩書の紹介をしたいと思いますので、私はいろいろな肩書を持っていますので、まず、当然皆さんご承知のとおり議会議員、平成7年に議会議員に初当選してまいりました。

そして、もう一つは陶芸家として、昭和の終わりごろに陶芸家として脱サラをして今日までおります。

3点目が、皆さんご存じのとおり、平成23年滋賀県高島市からかわいいヤギを連れてきて、当町で、ヤギによる循環型社会の除草活動をしています。

最後の4点目ですけども、これは、やはり今まで過去、農業問題を口にするんだったら、やはり、おのれもそういう農業に携わらんといかんぞということで、名刺の肩書には百姓人という形を自負して、この四つの肩書で今日ずっと生活しております。

この年になったら早寝、早起きということで、よい子の見本みたいな生活をして、本日も4時半ごろ、早朝ね、目が覚めて。まだ暗いので、夜明けまでインスタントコーヒー飲みながらじっくりテレビ、新聞を見て、そして、夜が明けますと、お借りしている耕作放棄地の田んぼに向かひまして、今、育てているパパイアの木、現在、パパイアの花が咲いています。その花の摘花作業で今、忙しい時期で、晩秋にはパパイアが収穫できると期待に胸を躍らせています。

ということで、農業問題知らんのに、従事してないのに質問するなど、そういう方もおるかしませんでしたので、今、ご披露したわけですね。

戦争知らんものが戦争のこと語るなど、おっしゃるとおりですね。そういうことで、私も以前は岬町の市民農園の提案をさせていただき、当時の田中部長がかなり積極的にご検討いただいて、みさき公園の水族館の裏側手に個人の田んぼを市民農園として今、第1号として活動して、住民が喜んでおります。

ただ、残念なのは、最近、第2号がこの上にできたんですけど、長年たってるのに、第1号、第2号の市民農園できたんですけど、それ以降第3号、第4号ずっと続かないのは残念やなという事なんです。

それも踏まえまして、農政問題について本題に入りたいと思います。

岬町の農政問題についてですけども、農政については全国的な社会問題で、高齢化社会を迎えて後継者不足が要因なのか、高齢化が問題なのか。いずれにしても、現実問題として岬町も耕作放棄地、遊休地等が多く見られます。

日本は農耕民族として農地を大切に、四季折々の安心、安全な野菜を食べさせていただいております。世界に誇れる農業国としての実績があります。

しかし、どこでどのように狂ってしまったのか、農地法にうたわれている精神が骨抜きにされている。減反をすれば国から補償金がいただけた政権時代、農家をどのように操ってきたのか意図がわかりません。

現在、国家戦略特区という難しい用語をうたい文句に、安倍政権のもと、大胆な規制緩和により民間投資を呼び込む目的で指定された区域、これは、近くでは兵庫県養父市が2014年5月、全国6カ所の国家戦略特区の一つに農業分野として指定されております。

同市は、新たな農業の担い手として企業の参入を促すため、農業委員会が持つ農地移譲許可権限を市に移管、また、農業生産法人、現在、農地所有適格法人の設立における役員要員兼務について農作業従事者1人以上に緩和したほか、同法人に企業が50%以上出資できるようにして、実質的に企業が農地を所有できる、取得自体は5年間にこれも限定がございます。など、規制緩和、構造改革が実行されております。

養父市の例を紹介しますと、この2年間、六つの規制緩和や施策を重点的に実施をしております。

特に、農業委員会の権限移管は農地法の根幹をなす部分の改革で、到底、承服できないとの異論が強かったんですが、農業委員とは何度も、これは市長ですね、何度もひざ詰めで話、今のままでは農地の荒廃はとめられないと。企業が農業をしやすい環境をつくり、担い手を確保したい、丁寧に説明をして農業委員会との合意をしております。

農機大手のヤンマーは、平成20年、農業の担い手減少や、高齢化に悩む養父市から依頼を受けて、職員農場を設置。現地の農家に水田の転作によるニンニク栽培を指導してきました。

ニンニクは寒冷地の養父市での栽培に適し、収益性が米よりも6倍から10倍高いことから、名産品に選んでおります。今後の農地拡大には特区指定が追い風となると思われま。

農地売買や賃貸借の許可権限が、排他的とされる市農業委員会から市に移譲されスムーズになったことで企業が参入しやすくなったというのが兵庫県養父市の農政事情でございます。

私は過去にも養父市を訪れて実態を把握しておりますが、広瀬 栄養父市長は、耕作放棄地・遊休地問題について、農地再生6次産業化参入を選択されております。

岬町も同様、耕作放棄地・遊休地等が多く見受けられております。以前にも、私は農政問題でたびたび質問をしていましたが、今回、再度通告をして、質問の要旨のまず1点目に、岬町における専従農家、兼業農家の実態を町当局は把握しておられますか、その点についてご答弁願いたい。

2点目が、岬町の農地面積、耕作面積についても把握されている実態数をご答弁願いたい。

3点目が、専従農家、兼業農家等の平均年齢についてもご答弁を願いたいと。

最後に4点目、これは岬町農業委員会の委員会構成、そして、委員会の年間の開催現状について事務局側が把握されている部分についてご答弁願いたい。

以上、質問要旨について、担当部長からの答弁を求めます。

再質問につきましては、答弁内容で、やはり難しい文言が出ております、国家戦略とか特区制度とか、こういう難しい部分については国交省から来られた、畑違いですけども、種村副町長が一番詳しいと思いますので、そういう国の方針的な部分は、当然、把握されていると思いますので、再質問については種村副町長のご答弁をいただければありがたいと思いますので、一つよろしくをお願いします。

また、質問内容について、今回も私、こういういろんな新聞で勉強して、いろんな記事をスクラップにしているんです。ということで、この部分の知識で今回の質問と、そして、私なりにパソコンで検索している部分について、あっちこちの雑学的な知識の質問になりますので、やはり専門家として、そういういろんな規制がある、こういうことがあるということを経験なくご答弁していただきたいと思います。

私の質問の部分について、反問、反論を感じるなら、私に対してそういう反論、反問いただいても結構ですので、素直に受けとめて今後の議員活動に活躍したいと、かように思いますので、一つよろしくお願ひしたいと思います。

○道工晴久議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 田島議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、専従農家、兼業農家の実態でございますが、当町の総農家戸数は163戸ございまして、このうち専業農家は12戸、兼業農家が26戸となっております。これら総称しまして販売農家戸数というんですが、合計は38戸となっております。

そして、自給的農家戸数が125戸となっております。

続きまして、農地面積、耕作面積についてでございますが、農地面積は214ヘクタール、耕地面積が156ヘクタールとなっております。

耕地面積の内訳としましては、田が127ヘクタール、畑が29ヘクタールとなっております。

なお、耕作放棄地面積につきましては、58ヘクタールとなっております。

続きまして、専従農家、兼業農家の平均年齢についてでございますが、平均年齢につきましては66.7歳となっております。

いずれにいたしましても、農業従事者の高齢化が進んでいるものと考えているものでございます。

続きまして、最後になりますが、岬町の農業委員会の開催状況についてでございますが、農業委員会は農地に関する事務を執行する行政委員会としまして、農業委員会等に関する法律（第3条）によりまして、市町村に設置が義務づけられているものでございます。

農業委員会の業務につきましては、農業委員会法（第6条）に規制されてございまして、次のような業務がございます。

1点目としまして、農地の売買や賃貸の許可。

2点目としまして、農地転用に関する許可。

3点目としまして、遊休地対策。毎年一回、農地の利用状況等を調査しまして、遊休農地への対応などとなっております。

最後に、農地に関する資金や税政、農業者年金などに係る事務などを行っているところでございます。

このような中、岬町農業委員会は月に一度、委員会を開催してございまして、今年度におきましても、既に4月から8月までに5回の委員会を開催してございます。

本町としまして、農業者の経営の安定、農業の発展、農業者の地位の向上などを図るため、農業委員会の業務を円滑に運んでいただけるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 今、事務的に担当部長からご答弁いただいたんですけども、私の4項目に対する答弁の中で、数字的に把握をされていると思います。

しかし、最後の4点目の部分について、第3条、農業委員会法の第6条、この部分で農地転用とかいろんな遊休地の部分について頑張って委員会を開催していると。おっしゃるとおり、委員会というのは開催されていると思います。

しかしながら、私が前段質問した養父市の部分についての、そういう養父市の意気込みについて当町の農業委員会はどのような農政の将来展望について、そういう意見とか、要望とか、事務局としたら、そういう声が聞こえているのか。それとも、もう何条申請の農転やと、こうやというだけでとどまっているのか。

これ、私、過日、回覧板回ってきたので、農地パトロールを実施していますと、岬町農業委員会と。これは、今、私質問した項目の内容の実態把握のためにこれは事務局がお願いしたのか、農業委員会が進んでそういう現地視察しているのか、そして、耕作放棄地とか遊休地等の対策のために一生懸命やっておられるのか、これは中身については私わかりません。この回覧板だけや

からね。農家でないとわかりません、私はまだ農地台帳には登録されていない、準準準ぐらいの百姓人でございますので、中身が入ってきません。

事務局としたら、私が先ほど言った部分、第4項目の、事務的に農地の転用とか、その部分ばかりか、それとも、結局、大阪府の農政、みどりの窓口か、そういうようなところにいろんな視察なり、いろんな研修をしたり、そういう経緯があったのか。ただ、ひたすら第6条の責務をずっとやっておられるのか、いや、これだけ新聞でどんどん発表されているのに、一度、兵庫県の養父市に視察に行こうやないかと、そういう委員さんからの発言とかあったんですかな、なかったんですかな。

ただ、1点、私の質問に漏れがあったので、再度確認しますけども、農業委員会の委員構成、何名の方が委員として公選法で選出された方、そして、またその他で農業委員として委員会に出席されている構成委員、現状ですよ。欠員の場合は欠員と申し述べていただきたい。これ、あくまで通告してますので、人数を答弁願いたい。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 ご質問にお答えさせていただきます。

先ほど、農業委員会の業務でもお話しさせていただきましたように、農地の利用状況調査をしまして、確かに休耕地であるとか、それに対しての対策として、あっせんなどを行っていくようなお話を委員会の中ではさせていただいている状況でございます。

確かに、言われているように、農業のあり方などについても個々委員さん、いろんなお考えがある中でございまして、確かに、今一番問題となっております遊休地の対策については委員さん、皆さんご関心をお持ちの状況でございまして、視察等、その辺も含めて場所を選定されているとは聞き及んでいるところでございます。

今、手元に資料がないものですから、委員の数につきましては20名以内、16名であったかなど記憶はしているんですが。すみません、16名で現在1名欠員の状況となっております。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 16名で1名欠員、17名の農業委員さんで岬町の農政問題について、そういう、

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 もう一度お答えさせていただきます。

定員16名でございまして、1名欠員がございまして、現在15名となっております。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 私の解釈が悪かったんで申しわけないです。

いろいろ岬町の専従農家、兼業農家の部分について心配して聞いているのは、放棄地、遊休地、

これは全国的に、岬町だけじゃないんです。ですから、それは心配もしているんですけども、これ一つ聞いておいてほしいんですけども、大阪の岸和田市でコンクリート野菜工場も農地やと、そういう考え方の部分が出てきて、そして、大阪府と岸和田市、和泉のJAですか。これはコンクリートで舗装された土地を農地として野菜を育てると。本来農地法でいう農地とはまるきり理解できない状態になってきているんです。農地法の問題もあるけども、結局、固定資産税の部分もまた、これ絡んでくるんですね。

例として、一般の農地が1平米当たり30円から100円ですね。それに対して工業地帯、コンクリートにしたりいろんな部分があったら、やっぱり平米1万5,000円から4万円ぐらいの固定資産税がかかってくるんです。この問題はどうかということに、これ発展しますよ。

なぜかと言うと、これもやっぱり特区でいろんな問題で大阪などが名乗り上げてくるんですね。そやから、ただ、農転、農転ばかり悠長なことばかりしておいたら、岬町も工場跡とか、いろんな造成地跡にそういう水耕栽培、そういう農業専従者が出てきた場合、結局、特区で解決せんなんのか、それとも岬町として固定資産税の課税はどうするんやという部分がこれ問題起きるんです。大変なことになります。ですから、単に農地で済ませていたら、こういう問題が起きてくるわけですね。

ということで、担当課の窓口としても、こういうことも把握、認識していただいて、農業委員会にいろいろ議案として出していただいて、委員会から出なかったら事務局から出すということにしていかないと対応できないと思うんです。

私もまだ、田んぼを耕作して、古い骨とう品の耕運機を自前で買ってやってるんですけども、やっぱり、そういう土を耕したらこういうことが脳裏に浮かんで、えらいことになるやろうなと、こういうことやなということで、あんまり農政問題を真剣に力入れなかったら、こういうしっぺ返しが来ると思いますので、一つ、この場で要望しておきます。

もっと真剣に、そして、回覧板出すのだったら、もうちょっときっちりしたの出したほうがいいと思いますわ。こういうような調査、昨年こういう調査しました、こういうことです。今年もこんなしますって、これは一般の方にわからんですね。農家の方、わかりますよ。わからんから、今日は聞いているわけですね。ということで、一つお願いしたいと思います。

担当部長からはこれで結構でございます。

あと、難しい文言とかいろんな国家戦略とか、そういうことになったら、やはり、そういうポジションで、国のほうで携わってこられた種村副町長が一番確実で、私みたいな、余り学歴も教養もない者が、ただ、以前勤めてたのが初級公務員としての、初級ですので、種村副町長だったら、かなり中級、上級だと思いますのやけども、その賢い頭で私のただいまの質問に対して、間違

っていたら遠慮なく指摘してください。間違ってますよ、田島議員の質問とははっきり言ってもらって、そして教えていただきたいなど、かように思いますので、答弁、気に入らんということ絶対申しませんので、間違っていたら、こういうことですよと、権限移譲というのはこういうことやろということをご答弁とご指導いただきたいと。一つよろしくお願いします。

○道工晴久議長 副町長、種村誠之君。

○種村副町長 お答えをいたします。

耕作放棄地問題は空き家問題に通じるようなところもございまして、解決が非常に難しい問題だと思っております。

一方で、この問題が解決をしますと、農家の収入増、それから税収増だけではなくて、農村自体が観光資源となって、食、あるいは農を活用した観光客の集客も見込めるということから、その施策の効果も大きいものがあると認識をしております。

耕作放棄地にも、その発生原因はさまざまあると思いますけれども、平成21年に農林水産省が実施をした全国調査によりますと、最も多い原因が高齢化、労働力不足でございまして、これに地域内に引き受け手がいない、これを合わせますと全体の3割を占めておりまして、先ほど部長からも答弁申し上げたとおり、高齢化が進む岬町においても同じような状況にあるのではないかと推測をされます。

本年2月に農業委員会が実施をした休耕地の意向調査におきまして、一定割合の耕作放棄地の所有者から、農地の賃貸あるいは売却の意思が示されておりますので、行政と農業委員会が連携をして、耕作放棄地と新規の就農者をマッチングさせることによって耕作放棄地の解消が進むものと考えております。

平成26年度より国の農地中間管理機構制度が創設をされまして、同機構と農業委員会の連携による農地の貸し手と借り手のマッチングが進められておりますけれども、これは農業振興地域にのみ適用される制度でありまして、岬町は該当しておりません。

このため、今年度、大阪府が独自に農業振興地域を持たない市町村に限り市街化調整区域のみを対象とする制度（大阪型農地貸付推進事業）を創設しております。

一方で、法人による農業への参入に関しましても、従前は特区にのみ適用されてました農地所有適格法人の要件の緩和が、今年度から農地法の改正によりまして全国展開されるなど、規制緩和も進んでいるものと認識をしております。

田島議員ご指摘のとおり、養父市におきましては平成26年に産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るために、いわゆる岩盤規制全般について突破口を開いていくという国家戦略特区に指定されまして、さまざまな規制

緩和による耕作放棄地の再生に向けた事業が現在進められているところでございます。

また、本年5月にも農地法の特例として、農地所有適格法人以外の法人であっても農地を所有することを認める措置が、今後5年間の時限措置として認められたところでございます。

岬町につきましては、農業振興地域に指定していない状況でございますので、国家戦略特区の指定を受けるというのは現時点では難しいのかなと考えられますので、まずは、この特区制度による養父市の農業活性化の状況、あるいは規制緩和の全国展開、この可能性を注視をしながら農家や自治区の皆様、それから農業委員会とご相談の上、さきにご説明した制度を活用しながら耕作放棄地の解消に向けた対策を講じてまいりたいと考えてございます。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 いろんな国家戦略といえどもいろいろ規制があるということが種村副町長のご答弁でわかりました。私の質問に対して反問していただきまして、中身がはっきりしましたので。

しかしながら、まだまだ国もいろんなあの手この手を打ってくると思うんです。ですから、やはり、振興地域外でありますけども、やはり、いつかは国もばかじゃないので、いろんな地方創生を考えたら農業問題を避けて通れませんので、その調整が来るまで、やっぱり、そういう具合に備えをしていきたいと、かように思いますので、さすが国から来られた種村副町長だと、よく調べておられますので、このご答弁を大切に、また、私も農政問題勉強したいと思います。

まあ、これが特区制で行けるとなったら、私、町長に答弁していただきたいなど、政治的な決断求めたかったんですけど、これは、私の今の質問の段階では町長もやっぱり政治的決断しづらいと思いますので、また種村副町長のご答弁で今回は農政問題については納得いたしました。

また、これに懲りずに次もまた質問しますので、一つよろしくお願ひしたいと思います。

農政問題については、これで質問を終えます。時間も余りないので。

最後の2点目ですけども、これもずっと前から気にかかっている問題で、同僚議員も6月議会で庁舎の問題について質問をされております。

やはり、この問題については避けて通れませんので、一通り私が通告した要旨について述べたいと思います。

岬町役場庁舎の建設についてですけれども、質問の要旨は九州熊本県震源の大規模地震は記憶に新しいものであります。

いまだ復旧・復興作業の活動が進まず県民は頑張る気力をなくしております。これは、なぜかと言いますと、報道されたこの部分については、この方たちは家の中でのいるんですけども、これは本家じゃなくして家の敷地にある納屋を本家がわりに生活して、本家には住みたくない、怖いという、それだけの余震、本震でやられたこの老夫婦でございます。

そして、過日の新聞でも、やはり国も庁舎の耐震化をうたってるんですけど、要は財源の壁があるわけですね。つくりたくてもつけれないと。なぜか言ったら先立つものがなかったら何もできないですね。ということ踏まえて質問に入りたいと思うんですけども。

今回の大規模地震は、過去に発生した地震と違い、本震、余震が長期に発生して、耐震化の施設までが崩壊して災害対策本部が置かれた市町村庁舎が倒壊して、県民の生命・身体・財産等の救助指揮系統が機能しなくなり、被災が拡大いたしました。

これは申し上げるとおりでございます。報道もいろいろ耳にたこができるほど対策本部が機能しなかったと、これはかなり反省の部分がございます。

そこで、昭和の町村大合併時代に建設されたこの場所、我が庁舎ですね。これは耐用年数も既に過ぎており、各所でひび割れが発生して、国の耐震診断結果も失格に等しい数値であります。当時の設計技術を駆使した立派な庁舎だと自慢はできますが、建設されてから何年が経過して、いつ来るかわからない東南海大地震に対応ができる耐震化もなされておられません。

国が指導している公共施設の耐震診断数値に全く当てはまらない危険庁舎であると聞き及んでおります。

教育現場の各施設は子どもたちの安全を優先して厳しい財政にもかかわらず安心・安全な校舎の耐震化がほぼ完了しております。

今回の熊本県大地震被災を踏まえて、6月定例会で他の議員も災害に強い役場庁舎の建設を訴えていました。次の項目について、岬町町政に携わっている幹部職員、そして、最後に町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

1点目が、いつ来るかわからない東南海地震に対する危機感を持っておられるのか。持たれているとすれば、どのような防災を考えて、日々そういう研究なり、検討なり、国への防災指導のお願いをして活動されているか。もし、されておりましたら、活動資料の提供と答弁を求めたいと思います。

2点目、箱物建設には多大な費用が必要となりますが、この問題は今始まったことでなく、長年の課題で、防災に関心、危機感をお持ちであったなら建設に向けた庁舎建設基金を積み立てていると思いますが、現在の庁舎建設基金額はいかほどかお答え願いたい。

3点目、役場庁舎の位置づけは歴史ある場所を大切にすべきで、駅に近いから、人口が多いからでなく、やはり、歴史ある場所に建設を期待したいと考えております。

これは、なぜかと言いますと、やはり、昭和の大合併で当町はこの位置にという約束で合併しております。これ、約束ですね。約束は守るものであって破るものと違うんです。どんな事情があろうとも、大合併で納得してこの場所は深日港の駅前ということを前提に合併しているわけ

ですね。

それを、時代の流れによって考え方も流されて変わると、これは一番やってはいけない行為でありまして、やはり、町村合併のときにここだということをやっていますので、もし、他のところへ行ったら、その地域は過疎化してしまって大変なことになるんですね。私はどこがいいとは言いません。ということで、約束は守りましょうということを申し述べたいと思います。

そして、4点目ですけども、やはり、そうしたら、建てるんだったらどこにするんだという考えがありますね。先ほど基金の問題について、今、質問しているんですけども、基金の貯金箱がゼロやったら、用地を買ってまで、そこまで岬町は財政が豊かでないと思うんです。不交付団体ならともかく、岬町は大変やりくりをして、本当に緊迫財政です。私も監査委員をして、大体のざくっとした財政状況をつかんでおります。

ということで、最後になるんですけど、4点目ですが、やはり、岬町の町有地の建設場所の有効利用の考えはあるのかということですね。場所をまず探すには、やっぱり自分の土地があるのかということもまず考えていただき、やはり、あれば有効利用していただく。

他の場所へ建設するとなれば、建設地の購入が必要。建設費が膨れ上がって、財政的に厳しくなります。当然、計画も流れてしまいますね。やはり、有効利用していただきたいと。

例えば、許されるなら、現在、所有しているこの役場の裏手に坊の山という、こういうあいた丘陵地帯があります。これは、深日港駅近くで来ると言われている大津波に対しても、やはり丘陵地帯ですので津波対策にも対応できる場所であります。

ということで、やはり、あるものを利用して、やはり人口1万6,000人に似通った、そういう庁舎づくりをするのが、やはり知恵者でありまして、あそこ便利やから、先ほどある議員が質問していましたが、ちょっと私も目つぶって聞いていたんですけど、それはすばらしい、みんなが望むところです。しかしながら、現実はそうはいきません。

ということで、私は、まず有効地、町有地をまず考えて、それがだめだったら、それは、また結局計画でいろいろ考えていただいたら私も反対はいたしませんので、この点について、4項目について、まず防災的な考え、管理監のほうから一応答弁願いたいと思います。

○道工晴久議長 危機管理監、中田道德君。

○中田危機管理監 お答えいたします。

甚大な被害をもたらした熊本地震や、また、南海トラフ巨大地震など、大規模地震の発生が危惧される中、町長はじめ、職員一人ひとりが平時より危機感を持って日々業務に努めているところでございます。

大規模災害が発生した際、市町村は災害対応の主体として重要な役割を担うこととなり、過去

には、首長の不在、庁舎の電気通信機器の使用不能等により災害対応に支障を来した事例もございます。

災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等の利用できる支援に制約がある状況下においても一定の業務を的確に行えるよう業務継続計画をあらかじめ策定する必要がございます。

しかしながら、この業務継続計画の策定に当たっては、多額な費用、膨大な業務量等が発生するため、市町村の策定状況は低位な傾向にございます。

このことから、内閣府では、平成27年5月に、業務継続に特に重要な6要素をまとめた市町村のための業務継続計画作成ガイドを作成し、小規模自治体においても計画策定の普及促進を図っているところでございます。

内閣府が作成した業務継続計画作成ガイドでは、1、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、2、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、3、電気、水、食料等の確保、4、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、5、重要な行政サービスのバックアップ、6、非常時優先業務の整理の以上6要素についてあらかじめ計画することとされております。

岬町におきましても、熊本地震の教訓を踏まえ、本年5月に岬町新庁舎建設庁内検討委員会を設置し、本委員会の下部組織である作業部会におきまして業務継続計画の検討を行っているところでございます。

進捗状況としましては、本年5月30日に第1回岬町新庁舎建設庁内検討委員会を開催し、また、6月16日には第1回作業部会を開催し、業務継続計画作成ガイドの6要素目の非常時優先業務の整理について検討を行い、災害時に人的、物的の制約を受けた場合においても優先度の高い通常業務について庁内各課において検討しているところでございます。

来たるべく災害に備え、行政が被災するような大災害時にも適切かつ迅速に非常時優先業務が遂行できる体制を図ってまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 今、中田危機管理監からご答弁いただいたんですけども、1点目の質問に対して、危機感を感じておりますし、そして、それらしき、やはり対策本部のそういう検討委員会、部会を開いて、そして、いろいろ検討されていると。

また、6項目についても適切にそういう災害対策本部の機能の部分について、そして、実施についてもいろいろ5月30日に開催したということで、防災面に対して一生懸命研究されて、そして計画されているということは十分ただいまの答弁で確認いたしました。

まだ、それ以上に一つ細かい点についても管理課の場においていろいろ検討していただいて、

そして、各横との連携も一つしていただきたい。やはり、町長、副町長の下には、やはり危機管理監がいて、そして、横との連携をやはり指示すると。もう上下関係、関係ないんです。ですから、こういう場合は指揮系統がきっちりしとかんとだめですね。

やはり、わしはおまえより上やと、下やと、そんな小っちゃいこと言ってたらだめです。やはり、そういう危機管理というのは、防災というのは指揮がまずかったらアウトですね。やはり、指揮を上手に指揮するものが住民を助けるわけですね。そして、救援も求めやすい。

そういうことで、一つ、重責と思うんやけども、管理監、一つ頼んどくで。やっぱり、一つ大事なことですから。

答弁で何もできてないと、かなり苦言呈さなあかんなと思ったけど、6項目、よく調べていると思いますので、そこは評価します。

さて、問題は、やっぱり防災の危機管理をまとめているのはいいんやけど、庁舎を建てるというたら先立つものが欲しいんです。幾ら防災のいろんなそういうことを検討して実施されてても、先立つものがなかったらあきませんので、2点目で質問させていただきました基金を積みまれているのか、積みまてないのか、その部分も一番心配になるので、積みまてなかったら、早急に積む方法を考えていただかないとあきませんので、幾ら危機管理が立派にできてても、やはり、建てるもののお金がなかったらあきませんので、一つ基金について、ちょっと実態数を教えていただきたいと思います。

○道工晴久議長 総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 お答えいたします。

基金の現状でございますけども、財政調整基金は、約8億8,700万円の残高でございます。また、公共施設整備基金は、約1億8,100万円の残高となっております。しかしながら、庁舎の整備を特定目的とした基金は現在設けられておりません。

基金の設置につきまして、財政状況を勘案しながら、議会へ提案できる時期を模索しているところでございます。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 建物建てるのに基金がゼロでは大工さんも嫌がりますやろね。ある程度、やっぱり頭金ぐらいつくってほしいなど、かように思ってるわけですね。

ということで、まるっきりゼロということはないんですけども、例えば、この場所に建てるとするならば、やはり公共の部分、いろんな各地元、字のものをつくらなければ財産区もある程度備蓄のある財産区、ない財産区もあるんですけども、できれば、住民のための庁舎と。また、職員生命、身体を守るためにも、やはり職員にも家族がおりますし、親もおりや、子どももおり

や、親戚もおる。こんな危険な庁舎で勤務させるのも大変なことすわな。職員もやっぱり心労がきついすね。

結局、基金がゼロで、いつ地震来んねん、いつあれやねん、私、いつ退職かな、そういう考えも起きるし、早く退職したいなど、私、これ非常勤やからいいけども、常勤やったら、私、本当にやめるかわかりませんで。いつ来るかわからんと、こんなところで勤務してたら、ぐさっと来たらアウトすわ。やっぱり、自分の命は自分で守りたい、そういうことすので。

基金の捻出はこれから一つ、古谷部長、いろんな引っ張りどころを探していただいて、今日、あす建てえと言ってませんので、やっぱり、いつ来るかわからんような大震災に対して早くお金をためて、頭金でもためて、満額何十億円で済むわけにいきませんわな。そんなん、何十億円もためとる間に大地震来ますわ。

そうじゃなしに、やっぱり一番安く、そして機能的に、地震に強い、そういう1万6,000人の住民のための業務ができる建物をつくってほしいなど、かように思いますので。

私、以前、議長会で研修した静岡の掛川市、お茶の名産地の掛川市ですが、そこは、倉庫みたいなのをずぼんと建てて、壁がないすね。1階、2階、3階、皆、エスカレーターで上がって、例えば総務部なら総務部、その隣に壁なしで住民部って。誰が来て誰が動いているというのがわからない。そしたら、お金余りかからんと思うんです。

そういう方向の建物も検討していただいて、基金の積み方も検討していただいて、最悪、急ぐのであれば財産区のお金をお願いしたらどうですか。まるっきりなかったら、財産区のお金、やっぱりこれは優先順位から言ったら、これ、職員の生命も守らなあかん、そして、今度来た場合、強固な対策本部はつくっとかないかん。熊本県なんかでも、対策本部がつぶれたから、いまだに復興・復旧になってないわけすね。

ということで、やはり教育現場の校舎も優先的に安心、安全なのをつくったんですから、今度は職員が安心して勤務できる、そして、もし来た場合は対策本部がつぶれないような構造物につくっていただいて、そして、震災に対する救援なり、いろんな自衛隊なり消防なり、いろんな要請できる指揮系統の立派な対策本部をつくっていただきたいと、かように思いますので、もう時間も時間すので、すぐにはと仰いませんので。部長、何か答弁していただけますか、お願いしますわ。

○道工晴久議長 総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 庁舎建設について、多方面からのご提言をいただいたなと思います。

この際でございますので、先ほどは基金の現状だけ答弁させていただいたんですけども、庁舎の建設ということになりますと多額の経費の要する事業であることは明白でございます。

そのために財源の確保策についていろいろ勉強もさせていただいております。その辺、難渋しているところがございますが、少し紹介させていただくと、いろいろな補助制度の勉強も進めてきたところ、国土交通省の支援メニューとして、一部該当するというものも見つっております。

これは、現在の場所で建替えをする場合は、耐震改修工事費相当分の約1割の補助が見込めるというようなものでございます。

それで建替えられるというわけではございませんけど、そういう制度もあるなという次元でございます。

それから、また防災拠点である庁舎の建替えを含む防災事業の推進は、当町のみならず、全国的な課題でございまして、全国知事会等も補助制度の充実につきまして国に対し活発な要望活動を行っている聞き及んでおります。

当町も、大阪府市町村協会等を通じて要望活動を行いました。詳細な内容については省略させていただきますけども、このような要望活動が熊本地震をきっかけに全国的に行われてきたということも寄与したというように思われますが、総務省は、東日本大震災の教訓を踏まえて現在認めております緊急防災減災事業債につきまして、本年までとしているわけでございますが、これの期限を延長する方針としまして、対象事業や地方財政計画への計上、また、延長する期間などの検討に入ったと聞き及んでいるところでございます。

この緊急防災減災事業債というのは、例えばということで紹介させていただきますと、和歌山県の湯浅町が庁舎を高台へ新築移転した際に活用した財政支援メニューでございまして、起債充当率が100%、交付税措置として元利償還金の70%を基準財政需要額に参入できるという大変有利な制度でございます。

この起債制度の延長につきまして、総務省は、年末までに結論を出すと思われま。しかし、庁舎の建替えがどこまで対象事業として認められるかなどは現時点では不明でございます。

それから、庁舎の構造なり建設場所についてもご発言あったかと思うんですけども、その点につきましては、さきに本日、小川議員の一般質問に対してお答えもさせていただいたように、庁内に設置しました新庁舎建設庁内検討委員会におきまして、新庁舎建設に必要な事項を調査・検討してまいるということになっております。

また、さまざまな手法、財政的な面も含めて検討させていただいて、ある程度、一定基本構想的なものが見えてまいりましたら議会や住民、また外部の意見を聞いてまいりたいと考えているところでございます。

当然、建設場所につきましても、この庁内検討委員会について幾つかの検討案を提示、検討して、複数の検討案を提示することになるのかなと考えておりますが、町有地以外の土地を確保す

ることにつきましては財源の確保に難渋していることもありまして、ハードルは高いと考えておりまして、町有地の有効活用は現実的な選択肢の一つとして考えております。

財産区の繰り入れについても言及されました。財産区会計からの繰り入れにつきましては、基金の現状の残高なり、今後の収入の見込みということから考えますと、多奈川及び深日地区財産区会計からの繰り入れというのが想定されると、想定は可能と思われるところでございますが、実現に当たりましては、各財産区管理会の同意が必要であるのみならず、関係地区住民のまちづくりに対する深いご理解が必要になると考えまして、相当にハードルは高い、厳しいものであると考えるところでございます。

一定、財源の確保についてご提言をいただいたと受けとめさせていただきます。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 時間も巻きが入っていますので。古谷部長、やはり庁舎を建てようと思ったら金策が一番大変ですので、一番しんどいポジションですけども、一つ賢い頭で頼っておきます、金策について。

最後、町長、私、土地の有効利用と、町有地の。そして、昭和の大合併についての質問しているわけですね。これは、やはり現在岬町あるのは、やはり4カ村ですかね、合併するに当たっての約束事があるわけですね。約束によって、今に至っている。

ということで、政治的な判断は欲しいんですけども、約束を守られるのは町長、それは昭和の大合併のときの相場であって、今はどうか。ただ、場所についてはそういう昭和の大合併の経緯があるので、それも一つ検討課題の中に入れてたいと、よそへ行くのじゃなしに、合併の約束をやはり尊重したいとの考えか、その点について、もう時間もないので、それ1点だけで結構です。やっぱり、建替えるとしたら、約束の場所に建てはる。

○道工晴久議長 もう1分しかございません。答弁だけお願いします。町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えいたします。

新庁舎建設については、今、担当のほうから検討委員会等も含めた中で財政的な問題、いろいろ財産区からの繰り入れとかいろいろ話は出ておりますけども、その前に、やはり、今、ご質問のありましたとおり、この新庁舎建設については十分住民の理解を得ないとなかなか難しいかなと、このように思っております。

じゃあ、そこで仕事をしている職員はどうなるんだという意見もございます。全くそれは同じ意見でございますけども、まず、お金の問題は、これは一番大事なんですけども、今、やらなきゃならない事業がどうしても淡輪保育所の耐震化の問題、また、子育て支援センターの耐震化の問題、また、公共施設の中でどうしても介助しなければ逃げられない、自分の身を守れない、そ

ういったところをやはり重点に今後、耐震化を今、進めている最中でありますので。

それと同時に、新庁舎建設検討委員会を庁舎内で今、議論をしておりますので、このことも踏まえて、最終的なある一定の目安になる意見が出た場合、議会の議員さんには十分、これはご相談をしないと、このように思っております。

ただ、場所の選定については、現庁舎ということで、今、新庁舎検討委員会の中では検討を進めているわけですが、町村合併のときのいろんな課題・問題があったかと思えます。それについては、詳しいことは熟知しておりませんが、そういったことも十分、私自身ももっとしっかりと調べた上で検討したい。

ただ、私の考え方は全町的にまたがる問題がこの庁舎でありますので、常々から私言っておりますとおり、役場というのは住民が宿るところにあるんだというのが一つの基本でありますので、余りバランスの悪いまちづくりをやっていくよりも、やはり全体的にバランスのいいまちづくりの中で庁舎検討を考えていくべきじゃなかろうかと、このように思っております。

じゃあ、この場所はどうかという確かなご答弁ができないのはご勘弁願いたいんですけども、今、そういった並行して、6月議会にも和田議員さんの質問に対して申し上げたとおり、喫緊の課題でありますので、並行して十分検討を進めてまいりたいと、このように思っておりますので、今しばらくお時間の猶予を頂戴したいと思っております。

○道工晴久議長 田島議員、ちょっと申し上げます。先ほど、種村副町長と田島議員とのやりとりの中で、当議会では反問権は認めておりませんので。

○田島乾正議員 わかってます。

○道工晴久議長 反問という言葉をお使いになりましたので、できれば答弁という形に変えていただくほうがいいんじゃないかなと、私は思うんですが。その辺のお考え聞かせてください。

○田島乾正議員 表現の部分については、私は個人的に、反問するんやったらしてくださいという軽い気持ちで言ってますので、運営上のことについてはまだはっきりできてませんということは理解しています。

ということで、反問については、私からは撤回しまして、ご意見があれば、そういうことにさせていただきたいということに訂正しておきます。

○道工晴久議長 そういうことでお願いしておきます。

○田島乾正議員 今、町長の答弁あったとおり、やはり、職員の安心・安全な職場づくりということとを求めて今回の庁舎の早急な部分について質問させていただきました。

これで、私の質問を終わります。

○道工晴久議長 以上で、田島乾正君の質問が終わりました。

暫時休憩したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 午後1時から再開をさせていただきます。よろしく願いをしておきます。

(午後 0時03分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○道工晴久議長 休憩前に引き続き会議を始めます。

次に、竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいまご指名いただきました道工議長、ありがとうございました。

通告に従って一般質問をさせていただきます。

まず、私の一般質問に対する考え方なんですが、毎年、この9月の定例会におきまして、教育関連のことについて質問させていただいております。そのシリーズの中で本年もさせていただきたいと思うのと、また、自治的な案件もありまして、このように通告をさせていただきました。

また、私の質問は全般にわたって行政の取り組みを批判するものではなくて、よりよい岬町になってもらうために、行政職員の視線とは少し違った一住民といいますか、一商売人といいますか、そういう違う視点からの意見を申し述べて、こういう観点では考えられませんかということ質問という形でここでさせていただいております。

本日は、大きく2点。一つ目は町営住宅の運営について、また、二つ目は新教育長制度へ移行するに当たってという大きな題目がございます。

まず、大きな1番、町営住宅の運営についてということで質問させていただきます。

本日、この案件に対するきっかけといいますか、というのは、本議会でも議案として提出されているような感じで、一度立ちどまって勉強してみようと思ったところが大きな理由でございます。

私が議員になって間もないときだったと思うんですが、このような、平成24年3月に策定されました岬町営住宅長寿命化計画というのと、岬町住宅マスタープランという、こういう冊子が2冊ございまして、これを不勉強なところではあるんですけども、何年かぶりに読み直してみたいですね。

すると、いろいろな内容、この内容を進めていっていただけるなという観点もあり、やはり、策定されてから4年半ですか、大方5年たって、少し見直していただきたいと思うところもございました。

この策定された計画におきましては、緑ヶ丘の公営住宅を建替えるために策定されたという面もあるのではないかとこのように読み取れるんです。

そこから約5年たって、現在、1棟目、1期計画の8階建てができて、また、次に5階建ての分を二つ建てるといった中間のところ、やはり、少し聞いておかなければならないなといった案件がございます。

過日の全員協議会等々でお話をお聞きしていると、全体、今まで既存であった9棟208戸ですか、それを今度3棟で126戸にする計画の中、できてきているところではございますけども、私が一番思ったのが、この126戸全部埋まるのであるかという疑問でございます。

現在、古いほうに残っておられる世帯もある中、その世帯が新しい建設されたところに移住します。それでも、まだ空きがあるので、そこをどうするかという、その議論を少し聞いておきたいと思うわけです。

緑ヶ丘町営住宅への入居促進策について担当課ではどのような取り組みをされているのか、一度確認をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 それでは、議員ご質問の町営緑ヶ丘住宅の入居促進策についてお答えさせていただきます。

現在、建替え中の緑ヶ丘住宅につきましては、1期住宅の完成に伴いまして既存入居者の移転とあわせ、住宅のコミュニティーの活性化を図るため子育て世帯の入居募集を行っているところでございます。

なお、平成29年度完成予定の2期住宅につきましても、現在、緑ヶ丘住宅の既存入居者と木造住宅にお住まいの入居者のほぼ半数の移転を見込んでございまして、残る住宅につきましては住宅のコミュニティーの活性化を図るため、町営住宅の入居募集に際し、住宅タイプに合わせました募集を行ってまいりたいと考えてございます。

現在、緑ヶ丘住宅で実施しています子育て世帯に加えまして、新婚世帯や若年単身世帯の入居を検討し、入居の促進を図ってまいりたいと考えてございます。

また、現在、町のホームページ、岬だより、まちの掲示板などによりまして入居のお知らせを行っているんですけれども、町営住宅には町外にお住まいの方も入居が可能であることから、今後は地域情報誌などへの情報提供や大阪府の住宅相談室と連携したお知らせなど、町外の方へ情報発信に努めてまいりたいと考えてございます。

そうすることによりまして、町外からの若い転入者の増加が期待でき、町の活性化につながっていくものと考えてございます。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいま部長から答弁いただきました。

この募集に当たっては町のホームページなり広報紙、岬だよりなり、掲示板に加えてという話でした。

これから、やはり広報活動にも力を入れてほしいなど思っていて、前回は条例を改正したところで、ほかのエリアからも引っ越してきていただけるような土台というのができております。

先ほども答弁あったように、大阪府とも連携するという答弁もございましたが、当町にも職員を派遣していただいている方もいますので、もっと連携していただいて、最新の情報で取り組んでいただきたいな、これは要望にしておきます。

また、町外からの若い転入者の増加というところに期待できとも言われているんですけど、やっぱり一人ひとりから進めていかないと、大勢を集めようというんじゃなしに、ここの案件に寄り添って窓口で対応していただければと、これも要望にしておきます。

引き続きまして、小さな2番で、緑ヶ丘住宅以外の町営住宅の運営計画についてもお聞きしたいなと思います。

この冊子を読んでいると、木造住宅は昭和20年代後半ということなので、大方60年選手の住宅が多々あると聞いております。この運営計画なり改良住宅の運営状況なりを、今後どのように考えておられるのかもご答弁お願いします。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 それでは、先ほどの緑ヶ丘住宅以外の町営住宅の運営につきましてお答えさせていただきます。

緑ヶ丘以外の町営住宅としましては、木造住宅であります淡輪住宅、深日小池谷住宅、多奈川東住宅、3住宅ございまして、現在、入居者は16世帯となっております。

ほかに、小田平住宅、平野北住宅、これはRC住宅二戸一でございまして、入居者は136世帯となっております。

そのうち、木造住宅につきましては、先ほど議員ご指摘のとおり、耐用年数、木造で言いますと30年になるんですが、それをはるかに過ぎてございまして、老朽化が著しいことから、入居者に対して安全で安心な居住環境を提供していく必要があるため、木造住宅は用途廃止とさせていただきます。緑ヶ丘住宅に統合することとしてございます。

今後、入居者に対し、安全で安心な居住環境の整った住宅へできる限り住みかえていただくように努めてまいりたいと考えてございます。

一方、小田平、平野北住宅につきましては2戸募集を行うときにはバランスの取れたコミュニ

ティ形成を図れるように、一般世帯、新婚子育て世帯の入戸募集を行ってまいりたいと考えてございます。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 先ほど答弁いただきました木造住宅については、あと16世帯あるとお聞きし、その16世帯の構成というんですか、やはり高齢の方が多いのではないかと考えておまして、この方々に緑ヶ丘に移ってくれというのは、恐らく強制的にはできないと思うんですよね。

その中で、どうやった魅力を出して、何とかこっちに移っていただく。住民の生命を守る、財産を守るといった面でも、やはり耐用年数を過ぎたところを何とか知恵を絞って、私たちだけの知恵じゃなしに、それこそ上級の大阪府なり国の情報も仕入れて、何とかいいものができるので、そちらへ促進して行ってほしいな、このように思います。かなり難しい作業になると思いますけども、よろしく願います。

この緑ヶ丘に移ってもらわないと、緑ヶ丘自体の存在意義と言うんですか、それが、緑ヶ丘が空き家になると、つくったものに全部入ってもらわないと、せっかく建てたものももったいないと言うんですか、税金の無駄遣いだと言われてしまうと、私たちの立場がございませんので、そこを担当課のほうでよろしく願います。

小さい三つ目に、各種団体やNPOとの連携について。こういう題を出させていただいたのも、この住宅マスタープランというのをずっと読んでみると、住宅施策のところでは住民、民間事業者、NPOや各種団体との協力体制づくりという欄がございまして、こういったところを詳しく書いていただいているわけなんです。

しかし、現実と照らし合わせてみると、どうも進んでないのではないかと、このように思うところでございます。

住民の力というのを利用してまちづくりをしてほしいという私の観点からも、もっとここを積極的に活用すべきではないかと思いますが、その点、担当課ではどのように思っておられますか。よろしく願います。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

各種団体やNPOの連携でございますが、一般的には、誰もが住みなれた地域で安心して暮らすための居住の支援や継続的なまちづくりに、住民や行政と連携し、主体的にかかわる役割が期待されてございます。

なお、先ほど議員がご指摘いただきましたように、本町におきましても、平成24年度に策定しました岬町営住宅マスタープランの中で町営住宅の空き家を活用したNPOや各種団体との連

携について検討を行う方向性を示したものでございます。

しかし、空き家につきましては、入居者の募集を優先して実施してございまして、現時点ではNPO等と連携した施策を行うに至っていない状況でございます。

今後、他の自治体における先進事例を調査し、引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 町営住宅の空き家を活用したということは二戸一住宅というんですか、RC住宅の話だけではなくに、やはり、その他の住宅も先ほどお聞きしたところもあり、また、今後、できるであろう緑ヶ丘の公営住宅においてもしかり、やはり、住民、民間事業者、NPOや各種団体と前もって知恵を出し合って進めていくということも必要になってくると思います。

これは、計画に書かれていることなので、要望というよりも、責任ある仕事の一環として進めてもらわなければ困るということでございますので、そういった点からも片隅において取り組んでいただければと思います。

また、この問題に関しましては、都市整備部門の建築のところだけではなくに、やはり各課、各部で横のつながりでまちづくり部門なりと情報を取っていただいて、全庁で進めていってほしいなという面でもございますので、その点も部長を中心として取り組んでいただければと思います。

住宅のことについての質問は以上でございます。

大きな2番、新教育長制度へ移行するに当たってということで、本年9月、今回より新教育長制度へ岬町も移行するといったことを聞いております。

そこで、従来の教育委員会制度と何が違うのかということを一度確認させていただきたいな、このように思いますので、担当部長の答弁をお願いします。

○道工晴久議長 教育次長、廣田節子君。

○廣田教育次長 竹原議員のご質問にお答えいたします。

平成27年4月に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されました。

しかしながら、教育委員会が町長と独立して教育行政の運営に当たることはこれまでと変わりはありません。

運営を仕切る責任者として教育委員長と教育長を常勤の教育長に一本化いたします。これによって、曖昧な責任の所在がはっきりすると考えております。

ただし、教育長はこれまでと違って、町長が議会の同意を得て任命し、任期もほかの教育委員より1年短い3年となります。これは、行政の首長が任期中に一度は教育長の選任ができるよう

に配慮されたものです。

新制度では、教育長は教育委員ではなく、特別職の身分となります。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいま教育次長のほうから相違点についてご答弁いただきました。

新教育長には今までの教育委員長と教育長の仕事を統合して、今まではどちらが何をするという曖昧なところを責任を持って、まあ言ったら顔となって、一本化するといったことをございました。

そうしましたら、再質問といたしまして、行政が新しい教育長に求める役割というのはどのようなものになるのでしょうか。よろしく申し上げます。

○道工晴久議長 教育次長、廣田節子君。

○廣田教育次長 2点目についてですが、行政が教育長に何を求めるかの質問につきまして、教育委員会側から見て、行政から教育長が求められるとしたらという視点でお答えしたいと思っております。

先ほどご説明させていただきましたように、教育長が教育行政の執行機関のトップとしての権限をもつこととなりますので、その責任は増大すると考えております。

今まで取り組んできました学校教育方針に基づく施策に加え、これからの3年間で岬町教育大綱の施策を町長とともに推進していかなければならないと考えています。

そのために、教育長は事務局を指揮し、地域の子どもは地域で育てるという方針のもと、大綱が目指す本町の教育の基本方針を具体化し、必要な予算の確保に努めながら、小中学校に対して指導していくことが責務であると考えています。

社会情勢の変化に伴って、教育を取り巻く環境は一層複雑、多様化していく中で、今ある教育の課題と向き合い、学校、地域、社会が連携して本町が進める教育施策の推進に取り組んでいかなければならないと考えております。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいまの教育次長の答弁をお聞きしまして、教育長の責任も重くなるといったことをお聞きしましたが、実は、教育長の責任も重くなりますけども、私たち議員の責任も重くなるのではと思っています。

というのは、今までは教育委員を選任して、教育委員の中で互選されて教育長というのを選んでいたかと思いますが、これを私たちもしっかりと人材を見据えて責任を持ってきちっと応援していけるために、この場をちょっとおかりしまして、一つ、この機会に答弁をしていただきたいなと思っているのですが、あすの議案で出されているところではございますが、これは、

そういった観点もありますけども、岬町の教育に関して、やはり教育大綱も策定していただいた中、今後、教育といったところで、岬町としてどう取り組んでいかれるのか、一回、ご自身の口から今後の話を聞けたらなと、できないところはできないと言ってくれて結構です。やるならば、やると。本人の口から聞きたいので、ぜひご答弁をお願いしたいと思いますが、可能ですか。

○道工晴久議長 教育長、笠間光弘君。

○笠間教育長 議員のご質問にお答えします。

大変お気遣いのある質問でございましたので、若干、出している中で、「未来へ向かって明るい教育現場づくり」ということでテーマに掲げていただいております。

私のほうは、もちろん未来に向かってなんですけども、今までのことも反省しながら、それを生かして未来に向かっていくということでございます。

8月の末に、事業実施の点検評価、これを議長のもとへ届けさせていただきまして、皆さん方にもポスティングさせていただいているところでございます。

この議会でいろいろと教育関係の部門を見ていただく、これからも必要な項目はこれだというようなことで書かせていただいているところでございます。

本日まで、いろいろと皆さん方にもお世話になりましたけども、毎年3月の定例の教育委員会で先ほど次長から説明させていただきました基本方針、学校教育方針を出させていただいております。

これにつきましては、合議制でございます。定例の教育委員会で皆さんと審議して、ちょっと時間をかけまして、それを小中学校、幼稚園まで浸透するべく、機会を通じて啓発を行っているところでございます。

大きな目標は総合計画と連動しております「子どもが輝く岬町の教育」でございます。学力の向上の取り組みを初めとして、生命と人権の尊重等々、地域の連携、先ほどからお話しさせていただいた部分でございますけども、それを今後、ますます、今ある現実に加えてしっかりと努めていくことが責務のあることだと考えております。

正面から対応していく、これが岬町の教育が未来に向けて輝くのではないかと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

ちょっとふわっとした回答かなと思いますけども、回答にさせていただきたいと思います。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 笠間教育長の方から答弁をいただきました。

中でも印象的だったのが、「子どもが輝く」といったところをもっと進めてまいりたいといったところは、私の思うところと全く一緒でございまして、それを、やはり今後、行政の町長のと

ころの現場と一緒にあって、両輪で進めていく体制がきちっとでき上がるということで、お互いに両輪のごとく、また、両輪のごとくと言いますと議会もそうです、一緒です。大きな駒と一緒に明るい未来に向かって教育現場とも向き合って、私も議会人として一緒に推進していきたいなと思っております。

今回、新教育長制度に移るわけですが、期待する面はやっぱり人材の、確かな経験を重視したいなと思っておりますので、一生懸命していただきますよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私の質問は、今日は早いですが、以上になります。ありがとうございました。

○道工晴久議長 以上で、竹原伸晃君の質問が終わりました。

次に、松尾 匡君。

○松尾 匡議員 ただいま議長に指名いただきました松尾です。それでは、私の一般質問を始めたいと思ひます。

まず、木造化・木質化の促進についてということですが、今日は2名の議員から庁舎建替へのやりとりをされておりました。私もそれに近いことでして、それについて、私は少し具体的な案をもって、それについて可能性を検証したいなと、こう思っております。

化石資源使用量を削減することにつながって、地球温暖化防止と持続可能社会の構築に大きく貢献する木造建築、私たちの生活空間に安らぎやぬくもりを与え、人の心と体により影響を与えます。

木は再生可能資源であり、林業や水源等の保全、災害防止になることから、現在では全国各地で木造化・木質化が見直され推進されております。

国としても、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律を定めているということもあり、全国各地の庁舎や公共施設を初め、大型商業施設なども木質化の動きがあります。

岬町としても、耐震に問題がある役場庁舎を初め、岬町が保有する建物の木造化・木質化の可能性を検証したいと思っております。

とりわけ、本庁喫緊の課題として、この役場庁舎の耐震問題があります。この庁舎は、国の耐震対策事業に関する補助金の対象外ということで、庁舎建替のための財源確保というのが今日も出てきておりますけれども、難しい状況もあり、建替え、もしくは耐震化についての決定的な案がない状況の中で、この木造化・木質化の推進という一つの新しい視点、方法で考えてみてはいかかかなと考えた次第でございます。

木造化・木質化のメリットは、先ほどもお伝えしたように、持続可能な循環型社会を形成するだけでなく、山林間の健全な保全から林業や漁業まで好影響、好循環をもたらします。木造化や

木質化での庁舎建替えについて考えてみてはいかがでしょうか。

また、木造化・木質化の推進によって、国や府、また、その他団体などから補助制度が得られるのではないかなど考えておりますけれども、それもあわせてお考えちょっとお聞かせいただければと思います。よろしく申し上げます。

○道工晴久議長 総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 お答えいたします。

我が国では、戦後造林されました人工林が資源として利用可能な時期を迎える一方、木材価格の低迷などの影響によりまして森林の手入れが十分に行われず、国土保全などの森林機能の低下が懸念される状況となっております。

このような状況を踏まえまして、平成22年に、議員のほうからもご紹介いただきましたが、木材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、もって森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与することを目的といたします公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が施行されているところでございます。

この法律では、農林水産大臣及び国土交通大臣は公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針を定めなければならないとされておりまして、また、地方公共団体は、その区域の経済的、社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならないとされているところでございます。

現在の国の基本方針では、低層の公共建築物について積極的に木造化を促進することや、内装等の木質化を促進することが定められております。

例えば、林野庁では公共建築物等の木造化等の促進に係る課題提案を行う民間団体に対して補助金を交付する事業を実施されていると聞き及んでおります。

また、国土交通省ではサステナブル建築物等先導事業ということで、先導的な設計なり、また、施工技術が導入される大規模な建築物の木造化・木質化を実現する事業計画の提案を公募いたしまして、そのうちすぐれた提案に対して、予算の範囲内において、国が費用の一部を補助するというような事業もされていると聞き及んでおります。

しかしながら、今のところ、岬町の新庁舎建設に当たりまして、木造や、設備の木質化につきまして特に優位な補助制度は把握できてないというのが実情でございます。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 本来の課題である耐火性、耐震性とかもありますし、そういうことをよく検討する必要はあると思うんですけれども、RC構造と同等の防火性能を持った木造建築というのがも

う既に可能になっておりまして、私も調べましたところ、木造化・木質化を実行された地方自治体のよい一つの例がありまして、それを今回紹介したいなと思います。

それは、東日本大震災で被災した自治体調査ということで、復興第1号となります。また、注目したいのが、防災拠点の機能も兼ね備えた庁舎ということで、福島県伊達郡国見町というところがあります。

昨年、2015年に竣工された地下1階と地上3階建ての庁舎は、「町民が集う未来にむけた森の庁舎」というのをコンセプトとして、主要構造部の柱とはりに地場産木材を多用した木質ハイブリッド鋼材内蔵型集成材というものをを用いて、耐火建築物でありながら、木の加工に囲まれた空間を実現しております。

この取り組みは、木を生かす建築推進協議会から木造建築技術先導事業ということで認められております。

私が写真を見たイメージですけれども、建物全体が洗練された、おしゃれでモダンな感じを受けたんですけれども、随所にぬくもりや落ちつきが感じられて、仕事の効率も上がるのかなという感じを受けました。

紹介したものは3階建てということですがけれども、建替え場所の検討を含む広さや階数、費用対効果など、さまざまな角度から本庁舎の最適な耐震庁舎を検討することになるとこれから思いますけれども、本町の庁舎であれば、例えば、これ、例えばですけれども、木造平屋、もしくは2階建てまでに抑えたつくりであれば、耐震もしくは免震という観点からも図りやすく、費用もかなり抑えられるのと違うかなと考えております。

また、地域性に関する組成について、ある1級建築士から聞いた話なんですけれども、シロアリとかゴキブリ等に、木造建築に有害な害虫は腎臓を持たないために塩と組成が悪く、古くから海沿いの建築物は木造建築が組成がよいということを知っております。

もちろん、防虫や防腐対策、木造ですね、には、別に必ず必要になると思うんですけれども、海に近い岬町にあっては、さびの心配のある鉄筋コンクリートの建築よりも木造建築のほうが組成がよいとのおっしゃってございました。

その他の例で、先日の議員研修で訪問いたしました宮崎県綾町の中学校があるんですけれども、これも木造化・木質化の校舎でありまして、校舎に入った瞬間、木のおいがふわっと漂いまして、空間に優しさやぬくもりを感じ、空気がとてもよくて、とても気持ちがよかったのを鮮明に覚えております。

また、木は調湿性能を持っておりますので、木質化した教室ではインフルエンザの罹患率が低かったり、集中力が持続しやすいというメリットもあるようです。このように数字ではあらわさ

ない多くのメリットが、木造化・木質化にはあります。

財源のことで今日はいろいろ厳しい議論が出ておまして、現在、厳しい状況かなと思うんですけれども、「心かよう温もりのまち“みさき”」をキャッチフレーズにしている本町ですけれども、私はこの木造化・木質化にて本町のマークのような形をした、中心の丸ですけれども、あそこに中庭みたいな感じにして、そんな庁舎だったら本町にぴったりのイメージでいいかなと思っております。これは一つの案として取り入れていただけることを願ひまして、この質問は終えたいと思います。

続きまして、岬町の観光と産業の振興についてですけれども、このことについての最近のトレンドを日本全体で見ると、今日も町長おっしゃってございましたけれども、東京オリンピック開催に向けた外国人観光客の受け入れに対応すべく、特に関東エリアではハードもソフトも急ピッチで整備が進められていることは皆さんご存じかと思ひます。

また、日本への人の流れの動向についてもテレビや新聞でもよく報道されていますし、実際に都市部を歩くだけで感じられるぐらい外国人観光客が年々急増していることもよくご存じかと思ひられます。

私たちが親しく利用する関西国際空港、いわゆる関空ですけれども、外国人入国者数が今年の2月の法務省の出入国管理統計、これは速報値によるんですけれども、50万2,699人というところで、50万人を突破したということです。

同月の東京の成田国際空港、外国人入国者数が49万8,640人だったということで、関空開港以来初めて成田空港を抜き最多となったそうで、その後も順調に増加傾向にあるとさえ、ある関空関係者から聞いております。

今でこそ、我がまちでもようやくちらっと外国人を見かけるようになりましてけれども、ここから、ほんの30分北上するだけの関空エリアで今そんな大々盛況になっているということが信じられないほど実感できないのが我がまちなんですけれども、外国人観光客、いわゆるインバウンドと言われる方をターゲットにするのは時期尚早だという声もあると思うんですけれども、ここは日々、しかも、すぐそこに、我がまちの見込み客となり得る方たちが日本一押し寄せているのです。これを引き寄せることで、まちの商工業にとっては、まちがいい意味ですけれども、ひっくり返るだけの影響力があり、見逃す手はないですし、本当に何とかしないと手おくれになってしまうのではないかなと私は何度か一般質問で述べてきましたが、とても心配しております。

我がまちは、観光を引き金にして商工業を発展させるスキームを官民で話し合いつくるべきであると考えておまして、私はそれに沿ってロビー活動を現在続けておりますけれども、乱開発を免れて、大阪府内で唯一残された自然海岸を初めとする各種自然環境を初め、歴史や文化など

も奥深い我がまちだからこそ、必ず観光産業のまちになる、つくれると信じております。

その観光について、以前に幾度か質問で取り上げましたけれども、以前から現状をまずはお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 それでは、松尾議員のご質問の観光振興における現状について、お答えさせていただきます。

平成27年度の岬町への来訪客数ですが、約128万人でございまして、前年度の116万人に比べまして、12万人、約1.1倍の伸びとなっております。

その前年度としましては、107万人でございました。

本町といたしましても、150万人を目標に掲げまして、さらに交流人口の拡大に向けまして観光振興の取り組みを行ってまいりたいと考えてございます。

具体的な動きになるんですけども、まず、観光客の受け入れ環境整備ということでございまして、昨年度、ハード面になるんですが、みなとオアシスみさきの基本施設となります深日港観光案内所「さんぼるた」がオープンいたしました。

現在は、岬町の観光協会と連携しまして、「さんぼるた」が円滑にその機能が発揮できるように運営を現在も行っているところでございます。

また、次にソフト面でございまして、周遊マップの作成をいたしております。例を挙げますと、和歌山大学とのコラボで作成しましたまち歩きマップであるとか、観光ボランティア協会の協力のもとで作成させていただきましたまち歩きマップの5種類、それと、みなとオアシスサイクリングコースマップ、それとGPSを活用しましたスマホ用まち歩きマップなどとなっております。現在、「さんぼるた」におきましては各種イベントにはそのマップ等をお配りしているところでございます。

そのほか、レンタサイクルやWi-Fi、サイクルラックの設置などを行ってきたところでございます。

なお、今年度におきましては、大阪府の恒常的なまちの魅力向上支援補助金を活用しまして、淡輪地区周辺の環境整備をしてまいる予定としてございます。

具体的には、みさき公園駅と淡輪駅に観光案内看板を設置しまして、神社、仏閣などの施設案内看板、それと飯盛山の登山口までの道筋に誘導標識などを設置する予定としてございます。

次に、関連のイベントの実施状況でございまして、本町の観光関連イベントといたしましては、深日港の活性化としまして、みなとオアシスみさきに位置づけたイベントを実施してございまして、例えば、深日港での深日港活性化フェスティバル、深日の漁港での深日漁港ふれあ

いフェスタ、また、大阪マリンフェスティバルによる夏のイベント、全日本ビーチバレー女子選手権大会、ビーチバレー大阪オープン大会、また、全日本ビーチバレー女子選手権大会の関連大会として大阪市都島区の桜宮ビーチで実施してございますビーチバレー女子ドリームマッチ、その他にもいきいきパークでのサイクルレースなど交流人口の拡大に向けてイベントを実施してございます。

今後も、積極的に持続させてまいる考えでございます。

また、岬町の魅力発信PRの取り組みということでございますが、広域連携といたしまして実施しております泉州観光プロモーション協議会や、華やいで大阪・南泉州観光キャンペーン推進協議会はこれまで以上に連携を強化しまして、インバウンドや国内の旅行客に泉州の魅力を伝え、多くの方に来訪いただけるよう取り組んでまいるものでございます。

また、シティプロモーションといたしましては、マスコットキャラクターを活用した地域物産イベントに積極的に出向くとともに、町長自ら南海の難波駅やみさき公園の改札前などでパンフレットを配布するなど、積極的に活動しているところでございます。

これらにつきましても、今後、積極的に持続してまいる考えでございます。

今年度から2カ年計画でございますが、岬町における観光地域づくり及び岬町観光協会の組織づくりを含む観光資源の見せ方をテーマにしまして、ハルカス大学及び阪南大学と岬町観光協会との連携による事業が始まったところでございます。

また、地方創生関連では、和歌山市と連携した観光振興の検討が始まりつつあります。

今後もまちづくり戦略室地方創生企画担当とも連携しながら積極的な観光振興の取り組みを進め、交流人口の拡大に図ってまいりたいと考えてございます。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 観光の動きというのをお聞きしました。

2点聞きたいんですけども、来訪者数、先ほど答弁の中におっしゃってございました来訪者数が前年度と比べて1.1倍伸びたよということでもありますけれども、例えばみさき公園の来園者数が伸びたんだよとか、特定のところが伸びたのか、そうではないのか。

また、そうなった原因はどこにあるのか、わかる範囲で結構ですけどもお答えいただきたいのと、あと、先ほど「さんぽるた」のことを挙げられました。

今年3月にオープンしたばかりですけども、現状はいかがでしょうか。施設の利用状況、例えば、来訪者数が何人であったとか、レンタサイクル利用者数や、観光案内件数など、「さんぽるた」の行っている事業のそれぞれの利用状況の内訳がわかりましたらお答えいただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

まず、来訪者数の増加についてでございますが、具体的な要因というのはなかなか難しいところがございます、これだということでお答えすることはなかなか難しい状況でございますが、施設全体的に入場者数が増加してございます。

特に増加した施設としましては、せんなん里海公園で約7万4,000人、淡輪海水浴場で約1万9,000人、みさき公園で1万2,000人、その他施設としまして全体で1万5,000人の増加となっております。

次に、「さんぼるた」のオープン後の状況でございますが、直近の7月、8月の2カ月、6月ですとフェスティバル等ございまして、かなり入場者数でございますので、一般的などいうところで、直近で7月、8月の月平均させていただきますと、来場者数は603人になってございます。

その内訳ですけれども、一般来場者数が311名、みさき公園の割引チケット販売で50名、キャラクターグッズの販売で15名、レンタサイクルで6名となっております。

あと、窓口での問い合わせでございますが、月平均、大体29名ほどございまして、そのうち、先ほどご質問のありました観光地の関係ではお二人でございます。

ほかに、フェリーに関する問い合わせが13名と、みさき公園に関する件が3名、あとは残り11名はその他というような状況となっております。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 来訪者数というか、「さんぼるた」に来ていただいた方が603名いらっしゃるということで、これはいいことかなと思うんですけれども、やっぱり主となる観光案内件数というのがまだまだ少ないようで、「さんぼるた」の位置づけは、やっぱり観光案内所なので、できればここを増やすにはどうしていきべきかなというのを考えていきたいところかなと、こう思っております。

ハード設備というか、「さんぼるた」を含めたところの位置づけの理解はできました。

次に、ソフト面なんですけれども、お聞きする中では、観光マップは充実してきたのかなと、こういうふうに思っております。

また、総合案内看板や施設案内板を各地に設置するということですので、受け入れについて、最低限のことができ始めていく予定であるということで、とてもうれしく思います。

総合案内看板や施設案内板は今後の予定ということなので、ここでぜひ周囲の環境とか、そして、岬町のイメージに溶け込むようによく考えられたデザインの看板にぜひともしていただきたいなと、こういうことを強く要望しておきたいと思います。

さて、先ほど報告いただきました中で、阪南大学との連携事業というのがあったと思うんですけども、阪南大学とはどういった連携をとって、どんな事業を行うのか、そして、結果どうなのか、具体的なことを含めて詳しくお聞きできればなと思います。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

阪南大学と岬町観光協会との連携による事業の具体でございますが、8月20日には阪南大学の教授と学生16名が岬町に来られまして、観光ボランティアの皆さんと、また、この9月5日、6日の2日間でフィールドワークとしまして町内の観光資源を実際に見ていただいたところでございます。

来年、学生の皆さんから見た観光資源の見せ方などの提案書をまとめていただく予定としてございます。

また、阪南大学のほかにも、和歌山大学の皆さんとも連携しまして、最近ではまちづくり戦略室を中心にしまして、マッセOSAKAと連携しまして、マッセOSAKAの政策形成実践としまして受講生の皆さんに本町に来てもらいまして、常設のビーチバレー競技場の潮騒ビバレーを初め、多くの施設を見ていただき、意見交換をしていただくといったようなフィールドワークを実践していただいたものでございます。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 住民にとっては、日常あって当たり前ということが町外の人にとってはおもしろくて価値のあることとなることはよくあります。なので、観光が成り立つのかなというところでもありますけれども、岬町をよく知らない学生などにまちを見ていただき、感じたことを伝えていただく意見交換は、観光資源をつくっていく上でとても有効だと思っております。

しかし、肝心なことということで、そういった学生との意見交換を誰とするのかだと思うんですけども、観光協会はもちろんするべきだと思うんですけども、それに加えて町民、とりわけ、岬町で商売されていたり、商売を始めようと考えられている方々ともそういう場を持つべきではないかなと少し思うんです。

まち全体で受け入れ態勢を考えていこうとするならば、そういった貴重な意見交換の場というのは実際にサービスを提供したり、または、しようと考えている方々に聞いていただくことによってニーズをつかんだり、また、そこから新たなサービスを企画したりする可能性が広がります。

特に、現在の観光はどれだけ感動を与えられるかによってリピート率が大きく変わると言われております。それは、見ることよりも、食べることや体験することにより感動を与えることが圧倒的に多いと言われております。

そのおもてなしができるのは、やはり、住民であり、事業者などのサービス提供者だと思っています。

できるならば、そういった方々と学生とのワークショップなども考えていただければ、例えば新しい特産品やサービスなどを開発、提供することがふえて、町内から人気の店が誕生するかもしれません。そうすると、産業振興にもつながります。

さて、観光の切り口から産業振興につながることをお話しましたがけれども、産業というくくりで見ると、今後、何もしなければ衰退の道は続きます。行政として、産業をどう振興させようとしているのか、活性化策についてお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 それでは、産業振興策についてお答えさせていただきます。

今後の産業振興の拠点となるよう、道の駅みさきを第二阪和国道の全線開通と同時に開業を目指して整備を進めているところでございます。

道の駅みさきでは、地域の特産品や鮮魚などの販売を行う予定としてございまして、農業生産者や漁業者の意欲向上に努めてまいるところでございます。

そして、もう一つの道の駅であります岬町の海釣り公園とつとパークや、深日港観光案内所さんぽるたとも連携するなど、それぞれの特色を生かしまして集客力や回遊性を高めることができるよう、これまで以上取り組んでまいりたいと考えてございます。

また、商工会の地域活性化、産業活性化に取り組みの支援を継続し、観光客が周遊することで町中に消費が生まれるよう、経済効果を上げましてまちの活性化につなげるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

一方、多奈川地区多目的公園の企業誘致におきましては、進出事業者が決定したこと、そして、事業者から地元雇用を優先する意向があると聞き及んでございます。

今後、これまでの取り組みを引き続き継続し、積極的な産業振興の取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 先ほど道の駅が出てきましたけれども、道の駅をつくっただけでは産業振興につながるということはなかなか難しいと思います。

主軸になるのは、やはりハードではなくソフト面だと思います。道の駅を使って訪れる方々にどんなことを提供、振る舞うのか、そして、道の駅みさきにしかできない、ここでしか受けることのできない価値あるサービスを生み出せるか。

先ほども言いましたけれども、どれだけ来た人を感動させ、ほかの人に言いふらしたいねん、

また、来たいねんと思ってもらえるのか、そこはまさに観光と産業が連携した取り組みが今後かぎとなるのではないかなと思います。

それには、もちろん、道の駅の指定管理事業者との役割は大きいですが、その地域でしかできないことを生むためには、やはり地域のプロである住民、事業者とどれだけ密に連携事業ができるかによるのではないかなと考えております。

行政はそのつなぎ手となっていただくことが本当は理想だと思っておりますけれども、まちの今の現状からいくと、まずはビジネスプレーヤーを育てて増やす努力をしていただきたいなと思っております。

観光という漢字がありますけれども、「光を観る」と書きますけれども、その光の意味は、その地のすぐれたもの、特色という意味が一説にはあるのはご存じの方多いと思いますけれども、それは地域の自然や歴史、文化などがそれに当たると言われております。

しかし、現在での観光の光という感じの意味合いは少し違っているようで、光の意味はその地の人、地域の人、その意味で観光を解釈すれば、地域で光り輝いている人を見に行くという意味になります。

それは何か、地域のビジネスプレーヤーであり、また、そのプレーヤーが提供するコンテンツであると、これは全国の観光ビジネスを研究し、地域に飛び込み、実際に入ってサポートされている第一人者がおられまして、その方から聞いております。

それは、まさしく感動を与えるような食べるや体験することなどをつくり、提供する人、また、そのものではないかなと思っております。

観光案内所ができて、道の駅もできます、ハードは十分です。次は、一番大事なのは中身、ソフトをつくること。本来なら、ソフトありきでハードをつくるというのが理想なんですけれども、ソフトがしっかりしていないハードはやがて廃れて無駄なものとなってしまいます。

そうならないためにも、住民に寄り添い、プレーヤーを育てて増やして、つなぐ施策を考えてそこに全力投入していただきたいなと、これは強く願ひまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○道工晴久議長 以上で、松尾 匡君の質問が終わりました。

次に、和田勝弘君。

○和田勝弘議員 和田勝弘です。議長の許可を得ましたので一般質問をいたします。

岬町役場前の信号機の調整について、通告のとおり質問いたしますので、回答をよろしく願いいたします。

役場前のこの信号機は、設置されてから長年になります。その当時の記憶では、兵庫県津名町

から深日港に通うフェリーと徳島県の徳島港から深日港に通うフェリーの2社があり、深日港からの自動車の交通量も多く、また、南海電鉄みさき公園駅から多奈川駅の支線があり、多奈川線深日港の踏切があるために対策として黄色の点滅信号機を設置したと考えるのですが、現在では、時代の流れでフェリーもなくなり、深日港からの交通量も少なくなっていることから、信号の調整ができないか、また、この場所において事故があったと聞いたことがあります。

事故が起きないようにするためと、安全に発進するための信号の調整を考えていただきたい。

また、現在の信号では、役場前からの府道加太港線に発信するのは左右の車を確認するのですが、安心して発進するときは少ない。幾ら確認しても危険性がある。

また、高齢の方々のためにも調整をよろしくお願いします。

現在の黄色点滅信号から正常な青、黄、赤の信号に調整していただきたい。また、下記の南海多奈川線踏切と深日港側からの交通量を考えるのであれば、深日港側から見える信号は現在の赤色の点滅がよいのかどうか、検討をよろしくお願いします。

役場前から府道の横断歩道を渡る歩行者の信号は、現在の歩行者の青信号でよいのかどうか、これも検討をよろしくお願いします。

次に、単刀直入に6点質問いたします。

まず、1点目は、信号機は警察の管轄であるが、行政の意見は反映されるのか、部長答弁お願いします。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 お答えいたします。

役場前の交差点は道路構造上は三叉路でございますが、役場の出入り口を含めると、変則的な交差点になっております。

また、踏切も隣接していることから、事故等の危険性が高いため、昭和59年に通常信号機が設置され、その後、押しボタン式信号に変更されたと聞いているところでございます。

信号機の管轄につきましては、議員ご指摘のとおり警察となっております。

行政の意見は反映されるのかということにつきましては、これまでも住民の要望によって行政が要請をして通行量の増加や危険性の高さなどが判断された場合は信号機が設置されたということもございますが、必ずしも行政の意見が反映されるとは言い切れませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 2点目は、役場前の信号機は黄色点滅でなくても支障はないのではないかとということで、部長、答弁よろしくお願いします。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 押しボタン式信号機に変更された経緯は不明でございますが、車の交通量に比べ横断する歩行者の数が少ないことや、大阪方面の信号機との設置機間も短く、通常信号機では車の停滞も懸念されることから、歩行者が横断したいときに車を停車させることで、普段は府道を通行する車がスムーズに通行できることを念頭に押しボタン式信号に変更したのではないかと推測されます。

一般的に信号機の種類につきましては、車や歩行者の状況、危険性の度合いなどにより判断されるものと考えられることから、一概にどの種類がよいのかということは言いがたいということをご理解いただきたいと思います。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 3点目は、庁舎前の東西道路の信号、これも青、黄、赤の正常な信号に調整できるかどうか、部長、答弁願います。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 お答えいたします。

これは一般論になりますが、通常信号から押しボタン式信号に変更されたように、通行量や危険性の高さなど、警察が一定の判断をした場合は可能ではないかと考えております。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 4点目ですが、庁舎前から、または深日港側から府道に進入する自動車は、現在の黄色の点滅信号では危険性はないのか。部長、この点についても答弁を願います。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 役場前の交差点につきましては、先ほども申し上げましたように、道路構造上は三叉路でございまして、間近に役場の出入り口が隣接している構造となっております。

押しボタン式信号機が設置されているとはいえ、車で役場の出入り口から、また、深日港側から府道に入る場合は大きな注意が必要でございまして、事故等の危険性もはらんでいると考えております。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 5点目は、庁舎前の信号から、東側100メートル先のところに信号機があります。その東西の青信号の時間は1分5秒、海側と山側の信号は23秒となっているが、この信号機と同じ時差に合わせられるかどうか答弁願います。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 このご質問も一般論としてお答えをさせていただきたいと思います。同

じ時差の通常信号にすることは技術的には可能と考えられますが、仮に通常信号となった場合、どのような時差にするのかは警察の判断になると考えますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 6点目は最後の質問ですが、今まで部長の答弁をもらいましたが、最後にまとめて答弁願ひます。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 先ほどからご答弁させていただいた内容も踏まえまして答弁させていただきたいと思ひます。

車の交通量に比べまして、横断する歩行者の数が少ないことや、大阪方面の信号機との設置間も短いこともございまして、通常信号機では車の停滞も懸念される。また、現在の押しボタン式信号機に変更したのではないかと推測されるんですが、三叉路に隣接する役場や、また深日港側から府道に車が入る場合、事故の危険性も多うございまして、運転者は細心の注意が必要というように考えております。

このことから、事故等の危険性の回避の観点から、まずは警察のほうに相談をさせていただきたいと考えております。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 部長の答弁でよろしいのですが、1点、泉南警察と相談するとなっておりますので、通常の信号が難しい場合には、感知方式もあると思うので、あわせて相談いただくよう要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○道工晴久議長 以上で、和田勝弘君の質問が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩したいと思ひます。

ご異議ございませぬか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

2時45分から再開をさせていただきます。

(午後 2時21分 休憩)

(午後 2時45分 再開)

○道工晴久議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、坂原正勝君。

○坂原正勝議員 公明党の坂原でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従って質問をさ

させていただきます。

私の質問は大きく二つ、詳しく5点についての質問です。

本日、午前と午後に、さきに登壇された議員と一部重複する部分もあるかと思いますが、私はできるだけ角度を変えて質問したいと思いますので、ご了承のほどよろしく申し上げます。

では、まず1点目の0歳児のB型ワクチン接種についての質問です。

新聞発表によりますと、厚生労働省は0歳児を対象にB型肝炎ワクチンを本年、平成28年10月から定期接種することを決定したとありましたが、これに間違いはございませんでしょうか。

また、その制度の概要及び本町における取り組みについて説明をお願いします。

○道工晴久議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 少し経緯も含めてご答弁させていただきたいと思います。

B型肝炎につきましては、B型肝炎ウイルスの感染により起こる肝臓の病気でございます。B型肝炎ウイルスへの感染は一過性の感染で終わる場合と、そのまま感染している状態が続く、いわゆるキャリアになる場合がございます。キャリアになりますと慢性肝炎になることがあり、そのうち一部の人では肝硬変や肝臓がんなど命にかかわる病気を引き起こすことから、平成18年からB型肝炎母子感染防止事業が開始をされ、B型肝炎ウイルスに感染をしている母胎から出生した子どもに対して健康保険適用でワクチン接種が行われております。

また、平成24年には厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会におけるB型肝炎について、広く接種を促進していくことが望ましいとの提言を受け、その後、厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会においてB型肝炎ワクチンを予防接種法に規定をされている市町村が実施する定期接種に位置づけるための技術的事項がまとめられ、本年10月1日から定期接種として実施されるということになったものでございます。

定期接種の概要でございますが、対象者は平成28年4月以降に出生した生後1歳未満のもので、接種回数は3回、標準的な接種期間としまして、生後2カ月に至ったときから生後9カ月に至るまでとされており、27日以上の間隔をおいて2回接種した後に1回目の接種から139日以上の間隔をおいて1回接種することが標準として定められてございます。

ただし、B型肝炎ウイルスに感染している母胎から出生した子どもとして健康保険給付によるワクチンの投与を受けたものについては対象から外され、長期にわたり療養を必要とする疾患などにより1歳までに定期接種が受けられなかった場合には特例措置が設けてございます。

本町におきましては、国の基準に基づいて実施をする予定といたしております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ただいまの答弁で、その制度の概要として、1歳までに3回接種するという答弁でした。

今年が初めて適用ということで、この10月以降となっています。ただし、4月1日以降に出生した人となっているので、1歳までに3回接種できない可能性がある子どももいると思います。その場合の対応はどうか。

それと、この開始時期が10月ということで、通常4月1日の年始からではなくて、年度の途中から実施ということで、保護者へのお知らせ、周知の方法などについて詳しくお教えてください。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 議員ご指摘の件につきましては、子どもさんが体調不良などで受けられない可能性があるのではないかとということだと理解をいたしております。

国の基準では、免疫機能の異常など長期にわたり療養を必要とする疾患などにより1歳までに定期接種を受けられなかった場合は特例措置を設けておりますが、それ以外につきましては定期接種では実施ができず、任意接種という形になりますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、住民周知でございますが、10月1日からの実施となることから、岬だよりの9月号で周知を図ったところございまして、加えて、4月から7月に生まれた乳児につきましては個別通知を送付するとともに、生後1カ月をめどに保健師が訪問して相談、助言等を行う乳児家庭全戸訪問、いわゆる「こんにちは赤ちゃん事業」、これで訪問をした際に、重ねて周知をしてまいりたいと考えておるところでございます。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ぜひ、接種漏れがないように徹底をお願いします。

今回の国の措置は、B型肝炎ウイルスが母子感染の遮断のみでは感染を完全に防ぐことはできないと。今までは、母子感染を防ぐために母胎がB型肝炎ウイルスを持っている場合には、今まで保険適用でワクチン投与してたんですね。

それだけでは母子感染の遮断のみでは将来にわたってもB型肝炎ウイルスの感染を防ぐことができないと。また、成人になってからでも、また感染をするということを視野に入れた感染予防対策として定期接種化になったと思います。

B型肝炎は感染後もウイルスが体内から排除されずに肝臓に棲みつき、キャリア化する可能性が高いとされています。しかも、特に3歳までに感染するとキャリア化しやすいということがわかっております。

そのために、感染を完全に防ぐためにはワクチン接種を3歳児まで拡充する必要があるとして、例えば、特定非営利活動法人小児肝臓研究所あるいは全国保険医団体連合会、そして、東京肝臓

友の会など、多数の団体が都道府県や厚生労働省に要望書を提出しているところであります。

また、東京八王子市では、今年10月から3歳未満を無料とする独自の助成も決めています。

そこで、本町でもこのワクチン接種年齢の拡充はできないか、そのお考えをお聞きます。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 定期接種につきましては、予防接種法、いわゆる法律に基づく予防接種となっております。

このことから、定期接種での年齢拡充は困難でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 定期接種というのは国が決定することなので、それは、定期接種の決定は本町ではできませんけれども、それならば、3歳までの児童が任意接種を希望した場合に希望者に対してそのかかった医療費を助成するということは検討できないでしょうか。もう一度お願いします。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 年齢拡充には一定の財源も必要となりますが、それ以上に予防接種につきましては、これまでも国の基準に基づき実施をいたしておりますことや、仮に任意接種として対象年齢を拡大した場合には、予防接種による健康被害が生じた場合に備えた、国の健康被害救済制度が適用されないなどの大きなリスクが生じることから、今回の予防接種につきましても国の基準に基づき実施をしまいたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、年齢の拡充につきましては、今後、町村会など関係機関と連携し、国に対して要望してまいりたいと考えておるところでございます。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 肝臓疾患におきましては、特に本町では肝臓疾患の罹患率が高いということがあります。

その肝臓の疾患に一旦かかると治療費もかなりかかってきます。また、仕事を休まなければいけないということで経済的損失、あるいは、将来肝がんに進行して命を落とすとなりましたら、人的損失も大きなものになると思っております。

そういう意味では、このワクチン接種せずに将来もし感染するということになれば、大きな社会的損失につながるかもしれません。そういう意味では、3歳児までにこのワクチンを接種すれば将来招くであろう大きな社会的損失を防ぐことになると思っておりますので、今後、関係機関と調整しながら、ぜひとも3歳児までの年齢拡充を要望します。

この件は、これで以上です。

2点目の、幼稚園バスについてお聞きします。

この質問の要旨は、淡輪幼稚園の通園バスを利用する際、児童の兄弟、姉妹がいる場合、2人目の児童の料金を軽減できないか、減額できないかということでございます。

昨年、平成27年9月に同じ質問をさせていただきました。そのときは、淡輪幼稚園の通園バスの利用料金は、園児1人につき1カ月2,620円とお聞きしました。

また、そのときは、兄弟などの同一世帯の2人目の料金の減額制度はないという答弁でございました。

そこで、質問ですが、そのバス料金は現在も変わっていないか。

また、現在も減額制度はないままなのか。

そして、過去3年間の淡輪幼稚園の通園バスの利用者数と、それから兄弟、姉妹がいる世帯数もあわせて教えてください。

○道工晴久議長 教育次長、廣田節子君。

○廣田教育次長 淡輪幼稚園の通園バスの利用状況について、いただきました順番とお答えが前後するかと思いますが、回答させていただきます。

今年度の通園バスの利用者は園児19名で1便で運行しております。

平成27年度の利用者数は30名、平成26年度の利用者は34名で2便で運行しておりました。

ご質問の対象となっております2人以上の園児がおられる世帯の利用状況ですが、歩いて送迎できる地区の方を除きまして、平成26年度は利用対象世帯5世帯のうち、2世帯が利用。平成27年度は、対象3世帯のうち、2世帯が利用。平成28年度は、対象1世帯のうち、利用世帯がゼロという状況です。

通園バスの利用料は1人当たり2,620円で、平成9年4月から約10年間現在の料金で据え置いておまして、減額制度は今のところ導入しておりません。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 昨年の質問のときにも新聞記事を紹介いたしました。

その新聞記事では、少子化の急激な進展に伴って子どもの人数が減ってきているという、そういう記事でした。大阪府全体では過去30年と現在を比べると、大阪府全体では出生者数が30%減少していると。特に本町、岬町においては70%減少しているという記事でした。

その新聞記事の最後、まとめとしてあったんですけど、引用させてもらいますと、その記事のまとめには、「少子化対策に岬町の存続と生き残りがかかっていると、この町の担当者は危機感を強める」という締めくくりでした。

少子化対策をしなければ岬町の存続できないとこの町の担当者は危機感を強めていたんですね、この担当者は誰かというのはわかりませんが、これは去年の4月の話ですね。ただいまの答弁では、要するに昨年から何も変わってないというお答えでした。

兄弟で通っている児童の世帯数、今まで最大で何世帯あったかというのはわかりますか。兄弟で対象者、ここ3カ年で一番多かった年で何世帯あったでしょうか。

○道工晴久議長 教育次長、廣田節子君。

○廣田教育次長 この3カ年で一番多かったのは、平成26年度、利用対象世帯が5世帯です。

申しわけありません、先ほど回答させていただいた中で一つ誤りがございまして、バス料金は平成9年4月から据え置いておりますので、約20年間現在の料金ということになります。失礼いたしました。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 最大で5世帯対象者なんですね。でも、そのうち2世帯、使っていないということですけど、仮にその5世帯が全部、兄弟とも通園バスを利用して2人目を仮に無料にしたとして、1人当たり2,620円ですよ。5人だったら、ざっと計算して1万3,100円の分が岬町の負担となりますね。

けど、この負担で岬町の少子化対策に強力になると思うんですけどね。費用対効果は大きなものがあると思います。

特に、先ほどの新聞の記事の中にもありましたように、岬町の存続と生き残りがかかっていると、少子化対策の危機感を強めるとあったんですけど、この記事は誰がどう言ったんでしょうね。全然その危機感を感じないんですけど。

2人目の減額制度についての担当部長の考えをもう一度お聞きします。

○道工晴久議長 教育次長、廣田節子君。

○廣田教育次長 一度に回答させていただいたらよかったのかもしれないんですけども、約20年間現在の料金を据え置いているところですが、さらなる子育て支援の観点から通園バス料金への多子減額制度の導入につきまして前向きに検討してまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 今、担当部長から前向きに検討しますというお答えをいただいたんですけども、前向きに検討するということは、実現に向けて検討していくというように理解してよろしいんでしょうか。これ重ねて、これは町長に確認したいと思いますが、どうでしょうか。

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えします。担当次長の答弁どおり、前向きにやるという方向で検討してまいりま

す。よろしく申し上げます。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 次の質問に移ります。

前回は、岬町の教育大綱の中身について質問をいたしました。今回は、この大綱を策定した総合教育会議について質問をさせていただきます。

総合教育会議、この会議は地方教育行政の組織及び運営に関する法律において町長が設置し、会議を招集すると規定されており、国の通知においては町長と教育委員会は対等な執行機関として総合教育会議という公開の場で協議・調整し、双方が合意した方針のもとにそれぞれが所管する事務を執行することとされております。

また、この総合教育会議では教育行政にかかわることなら何でもかんでも協議できるのかという性格のものではなくて、町長または教育委員会が協議の必要があると判断した事項について協議または調整を行うものということになっております。

つまり、かなり限定的に扱わなければならないということがこの通知の趣旨かと思いますが、そこで具体的にお聞きしますが、総合教育会議ではどのような問題が取り扱われることになるのかお伺いしたいと思います。

○道工晴久議長 理事者の答弁をお願いします。企画政策監、西 啓介君。

○西企画政策監 総合教育会議の運営にかかわるご質問でございますので、庶務を所管いたしますまちづくり戦略室のほうからご答弁させていただきたいと思っております。

岬町の総合教育会議におきまして、所管する事務といたしましては岬町総合会議設置要綱を定めておりまして、そちらの中で岬町の教育、学術及び文化の振興に関する総合施策の大綱の策定に関する協議。

次に掲げる事項についての協議といたしまして、教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策、児童・生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、または、まさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講じられるべき措置、前事項に掲げる事務に関する総合教育会議の構成員の事務の調整という3項目を定めてございます。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 通告では、総合教育会議と教育委員会の違いはと挙げておりますけども、この教育委員会という会議と総合教育会議というのは別に開催されるのでしょうか。開催頻度をお聞きします。

○道工晴久議長 教育次長、廣田節子君。

○廣田教育次長 教育委員会についてですけれども、教育委員会は町長と独立して教育行政の運営に当たる執行機関ですので、本町の教育行政が目指す方針の策定や教育委員会規則の制定、改定、小中学校などの教育機関の設置、配置。教職員の人事など、教育行政全般について管理・執行するところにありますので、教育委員会会議は、現在、月1回定例会を開催しております。緊急なことがありましたら、臨時会議を開催することになっております。

総合教育会議のほうは、うちのほうといたしましては、まず町長のほうから会議の招集がありましたら開催をさせていただくということになっておりまして、今年度はまだ開催はしておりません。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 今ありましたように、教育委員会の会議、これは月に1回開催されているということですけど、例えば、ここでの会議の内容というのは、総合教育会議には諮ったりというのはないのでしょうか。

それから、これまた次の質問にもかかりますけど、例えば学校現場の管理職や教職員の声というのは定例の教育委員会には届くと思われまして、その声というのは総合教育会議には届かないのでしょうかお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えいたします。

先ほど、企画政策監並びに教育次長が総合教育会議の件でご説明したとおりでございます。

それで、住民の、また保護者の意見が反映されるかどうかということについては、今回の法改正によって、総合教育会議を町長が招集することができるという項目からいきますと、例えば児童・生徒、生命・身体に現に被害が生じる恐れがあるとか、いろんな諸問題が起きた場合については保護者の意見を十分反映できる教育会議で協議することができますので、十分に反映できると、このように思っております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 この会議の設定の目的というのは、第一、子どもたちを守るためであると思うんですね、目的は。

子どもたちにより教育環境を提供するためにも現場の声もしっかり生かしてこの会議の運用を進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

本日、午前他に他の議員からも小学校の統合の質問もございました。私は小中一貫校についてお聞きします。

私が前回の議会でもお聞きした教育大綱に明記されている少子化に対応した小・中学校9年間の接続円滑化についての私の質問に、教育長は大綱に挙げさせていただいているのはアドバランといえますか、メニューというようにご理解いただけたらと回答していただきました。

ここで、ただメニューを挙げているというだけで、この大綱をどのように進めていくのか、それをお聞きしたいと思います。

また、小中一貫校について、今の教育委員会の会議、あるいは総合教育会議では小中一貫についての議論などは出ているのでしょうか。あわせて質問します。

○道工晴久議長 教育次長、廣田節子君。

○廣田教育次長 坂原議員のご質問にお答えしたいと思います。

児童数が減少している状況の中で、本町の子どもたちにとって、これからの学校はどうあるべきか、坂原議員を初め、皆様それぞれが子どもたちのことを思い、ご意見、ご提案をお持ちのことと思います。

今、教育委員会は小学校を存続し、地域の子どもは地域で育てることを方針として小規模校ならではの特色ある授業づくりに取り組んでおります。

さらに、少子化に対応した小・中学校連携教育を推進することが重要施策であるとの考えから、事務局において早期に実施できるよう、具体案を検討しているところです。

既に小学校選択制の制度を活用してより専門性の高い指導ができる中学校理科教員が平成26年度から小学校を回り、6年生を対象に授業を行っています。

今年度、中学校のテスト期間中を利用して、深日小学校6年生1クラスと淡輪小学校6年生3クラスが合同で中学校のラーニングセンターで理科の調べ学習の授業を受けましたが、何名かの中学校教員が授業をサポートしてくれました。

このような取り組みは、中1ギャップの解消や児童数が少ないために集団活動ができないなどの課題を解消し、学校の垣根を越えた仲間づくりができるものと考えています。

また、中学校教員が入学前に子どもたちの様子を見ることができるようなど、中学校への接続をスムーズに行っていくことができると考えています。

予定されている時期、学習指導要領の改訂では、小学校3年生から外国語科を実施することが示されていることから、平成32年度の全面実施に向けて、本町では本年度から小学校1年生から英語教育を取り入れることを決め、準備を進めています。

英語教育についても、より専門性の高い指導ができる中学校の協力を求めていきたいと考えています。

児童数が減少しているからこそ、少子化に対応した活力ある学校づくりにこのような施策を進

めながら取り組んでまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 今、担当部長から答弁いただきました。

ただいま、同じことについて教育長からも答弁をお願いします。

○道工晴久議長 教育長、笠間光弘君。

○笠間教育長 坂原議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほど、アドバルーンの話を書きましたけれども、現実目標であると、岬町の学校教育の目標であるというようにお答えすればよかつたかなと思っております。

いろいろとご提言いただいたことにつきましては、先ほども言いましたように定例の教育委員会なりに諮らせていただく、そこで協議したものをまた町長のほうへ提言できると思っておりますし、大変いろいろな経費のかかることもございます。

私は6・3制についてもちょっと先走ったお話をしたことを失礼だと思っておりますけども、国のほうの動き、それから大阪府のほうの動き、これもございますので、またこれからも情報提供していきたいなと思うところでございます。以上でございます。ありがとうございました。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 もう1点、小中一貫校について、どちらの会議でも議論になっていないかという質問がまだ答弁漏れていますけど、お願いします。

○道工晴久議長 教育長、笠間光弘君。

○笠間教育長 これからのことになるかなと思えます。現時点ではまだ議論に入っておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 5点目の質問です。

最近のデータによると、岬町での出生者数は大体年間80人前後と聞いています。80人生まれて、中学校に入るときは何人かの人私立にも行かれるでしょうし、岬中学校に進学するのは70人前後、70人切るかもしれません。

その中で、小学校6年、中学校3年、この制度の改革について、現在検討はされてるのでしょうか。

また、この6・3制度の改革についての考えを教育長にお聞きします。

○道工晴久議長 教育長、笠間光弘君。

○笠間教育長 お答えします。

先ほどもお話しさせていただいたように、文科省のほうの研修を、若干大阪府のほうへ来たと

きには受けておりますけれども、現実には、例えば卒業証書の問題、子どものたちが移動するときの問題、それから、学校の先生の中学籍と小学校の資格、そういったいろいろな問題がございます。

いろんなことを今、中央のほうで検討されておりますので、その情報をキャッチした上で、またお話ししていきたいなと思います。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 文部科学省が今年から義務教育9年間を4年と5年に分けるなど、弾力的に区切れる小中一貫校の制度化に向けて本格的に動き出しています。

9年間の義務教育期間を4年と5年や、あるいは4年、3年、2年に区切るなど、柔軟な教育が可能で、双方とも地域の状況に応じ、市区町村教育委員会の判断で設置することができ、早ければ平成28年度にも導入される見通しと聞き及んでいます。

また、小中一貫教育は既に一部の地域で先行的に行われ、一定の効果を上げております。

東京都三鷹市では、平成18年に一貫校制を導入、全22校の小中学校を合計7学園の一貫校とし運営している。

また、平成19年に制度を導入した広島県呉市、ここでも学力への効果があらわれてきている。特に広島県呉市での学力への効果については、県の学力調査を分析したところ、平成22年に小学5年生だった呉市の児童の学力は、県平均を0.2ポイント下回っていたと。それが、3年後の平成25年、先ほどの小学5年生だった子どもが中学2年生になった時点では、県平均を2.7ポイントも上回ったと。これは、学力への効果があらわれているという事例です。

また、中1ギャップ解消でも、東京都三鷹市では、導入前に2.66%、これは小学生が中学校に進学したときに環境の変化から不登校になるという、その割合ですけど、それが三鷹市では、導入前は2.66%だったと。それが導入後、平成24年には0.97%まで減ったと。この0.97%という数字は全国平均の3分の1に当たるそうです。

このように、さまざまな考えや実績が示されている中で、ぜひ本町でも教育大綱に掲げている少子化に対応した小中学校9年間の接続円滑化に向けて、アドバルーンを上げただけではなく、真剣に取り組んでいただくことを強く要望しまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○道工晴久議長 以上で、坂原正勝君の質問が終わりました。

次に、中原 晶君。

○中原 晶議員 日本共産党の中原 晶です。

初めに、台風10号によってお亡くなりになられた方々とそのご家族にお悔やみを申し上げる

とともに、被災された全ての皆さんにお見舞いを申し上げます。

今後不安視される災害の拡大に備え万全を期すとともに、一刻も早い復旧・復興により早期に日常生活を取り戻せるよう国や関係機関が全力を挙げることを求めるものであります。

参議院選挙が終わり2カ月を経過しようとしておりますが、安倍首相は選挙期間中には語らなかつた危険な問題を次々に具体化しようとしています。

社会保障分野では、75歳以上の医療費窓口負担の倍、2割への引き上げや、自己負担額の上限引き上げが狙われています。

要支援者に続いて要介護1、2の方からホーム増えるプサービスなどを取り上げることも計画されています。

介護保険の利用料を現在の1割から2割に倍増させることもメニューに上がっています。

介護や医療の分野では、既に改悪に次ぐ改悪が行われており、暴走を進めれば介護難民、医療難民が一層増加することは目に見えています。

介護を受ける高齢者だけではなく、高齢者の生活を支えている現役世代にも大きな負担がかかります。

介護離職ゼロと言いながら、詐欺的なやり方で介護を必要とする方からサービスを奪い、その家族に甚大な負担を押しつけるものであります。

戦争法、安保法制をめぐっては、自衛隊に新たな任務遂行のための訓練の全面的な着手が証明され、事実上の内戦状態である南スーダンへの派遣において、この秋の部隊から駆けつけ警護や宿営地の共同防護などが課せられる可能性が大きくなっています。

これまでは自己防衛のためにしか許されなかつた武器使用が任務遂行のためにまで拡大され、自衛隊員が戦後初めて、殺し、殺される事態に発展しかねません。

選挙期間中には一言も触れなかつた改憲にも、自らの任期中の改憲を表明し、意欲を見せています。

国会提出のたびに人権侵害との批判を受けて三度も廃案となった共謀罪については、テロ対策を口実に名称を変えて提出する法案が準備をされています。

選挙戦では語らなかつた重大な問題を、選挙が終われば強行しようとするだまし討ち的なやり方は許せません。この暴走政治の被害に遭うのは、岬町の住民も例外ではありません。

岬町が住民の命と暮らしを守る立場で奮闘することを初めに求めて質問を始めさせていただきます。

まず初めに、コミュニティバスについて質問をいたします。

この4月から町が実施主体となって運営しているコミュニティバスですが、まず初めに、バス

の運行を継続したことへの努力を大いに評価したいと思います。

私が行ったアンケートには、多くの方々が心の底からの歓迎と感謝の言葉を述べています。ある方は、このバスが命綱のようなもので、命をつなぎとめるために定期的に病院に通うのになくしてはならないと書かれております。

バスがなくなったら家に閉じこもる生活になってしまうと書いた方もおられ、バス運行の継続によって健康寿命を伸ばすことや、認知症予防になっていることが伺えます。

また、運転手の方々への感謝の言葉も多く、細かい気遣いや思いやりが感じられて、バスを心地よく利用されているとの言葉もありました。この点でも、岬町を通じての指導や意識喚起を行い事業者がそれに応える努力を行っていることに敬意を払いたいと思います。

住民の日常の移動手段として定着しているコミュニティバスの運行の継続を決断したことは地方自治体のあるべき姿と高く評価し、また、その具体化のために努力をされた職員の皆さんにも深い敬意を表するものであります。

しかしながら、もう一方で改善の必要性があることも確かであります。

アンケートにも多くの意見や要望が書かれており、アンケートとは別に改善を求める声も直接に寄せられています。

住民の皆さんから寄せられた内容を全てこの場でお聞きするには時間が足りませんが、比較的要望の高いものについて具体的にお尋ねをいたします。

まず1点目に、バスが外観の色が変わったために、遠くから認識しづらいという声であります。提案としては、バスの外観の上のほうに赤いラインを入れるなど、遠くからでもわかりやすい工夫をしてほしいといった声もアンケートのはがきの中には書かれておりました。このことについて、岬町の努力方向等についてお答えをいただきたいと思います。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 コミュニティバスにつきましては、バスの事業者の突然の撤退を受けて、バスの運行に空白期間をつくらないということを前提に検討を十分に含める時間的余裕もない中準備を進め、平成28年4月1日からは議員ご紹介のとおり、基本路線については町が運行主体となって自らのバスを用いて運行する市町村運営有償運送で、また、支線については基本路線への乗り継ぎを目的とした運行を行っているところでございまして、平成28年度は実証運行と位置づけております。

また、運行開始からこれまでタウンミーティングを初めとしてさまざまなご意見をいただいているところでございます。また、議員におかれましてもいろんなご意見をお聞きになっていることと思います。

ご質問のバスの色につきましては、納車までの時間とか費用の問題もございまして、現在は塗装せず、バスの目印となるように全面及び後部に「みさっきー」のシールを張ったところがございます。

バスが見分けにくいというご意見はタウンミーティング等でもいただいておりますことから、全面塗装は難しいかもわかりませんが、例えば、バスの正面に赤色の太目のラインを入れるなどの方法で対応してまいりたいと考えているところでございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今後の改善を具体的にお考えのようではありますが、正面に赤いラインを入れるなどということでありましたけれども、バスがわかりにくいのは遠くにあるということも一つの要因ですし、また、前の車に重なって後ろが見えないということも要因の一つになりますから、前の車と重なってもはみ出した部分というか、屋根の天井部分というか、そういうところに重点的にわかりやすいような何か目印を入れるといった工夫をぜひしていただきたいと思います。

二つ目ですけれども、寄せられた声の中で、行き先の表示がわかりづらいという声があります。この行き先の表示なんです、交通結節点と呼ばれるところで発生する問題でありまして、普段は一定方向に向かってバスは走っていきますから、来た方向から、これから向かう方向に向かって行くんだというのはわかるわけなんです。

ところが、例えばみさき公園駅で乗ろうと思われた方は、表示だけを見ますと、両矢印になっているために、どちらから来てどちらに向かうのかということがわからないんですね。

このことによる混乱が多く発生しているようなので、このことについても何らかの工夫が必要ではないかと思えます。この点はどのように改善をされるお考えかお聞かせください。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 以前のバスは行き先が電光表示されておりました、現在はバスの車両の助手席側のフロントガラスの上部に行き先を表示するとともに、望海坂から小島住吉を両矢印で表示したマグネットシートをバスの車両の前後及び乗降ドア側の側面に取りつけております。

これにつきましては、最終の望海坂1丁目西停留所で一定の停車時間がとれずにすぐに折り返す必要がございますことから、行き先表示をマグネットシートを取りかえている時間がとれないことから、やむを得ず両矢印の表示としたところもございまして、議員ご指摘のように、みさき公園駅などでは行き先がわかりにくいという状況にあることは認識をいたしております。

このことにつきましては、実証運行を踏まえダイヤの見直しも必要になってくるかと考えておりますので、その際に表示の大きさや表示位置などとともに改善をしていきたいと考えておるところでございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 実証運行を踏まえて検討ということでありましたけれども、まだ期間は残されているわけで、その期間に方向を間違えて乗ってしまうというようなことがないように、乗車の方に対しては、このバスはこっちへ行くバスですよというのを乗ったときに運転手さんに案内していただくとか、あとは、この問題はどっち向きかわからなくて、結局迷って乗らなかったという事態も生んでいるようで、乗ってくれば運転手さんと話ができるので、どっち向きということは伝えられるんですけど、乗るかどうかわからない人たちにもわかるように表示をする、伝える必要があるわけなんですね。

ですので、そういうこともよく考えていただいて、ここは実証運行期間中にも、残る期間中にも少なくとも乗ってこられた方に対しては運転手さんがご案内するとか、そういった努力をぜひ図っていただきたいとお願いしたいと思います。

続いて3点目ですけども、車両の種類を時刻表に明示してもらいたいという問題があるんです。

このことも、本線で起こっている事柄なんですけども、時刻によって走らせているバスの大きさが違うんですね。それで、そのバスの大きさに合わせて乗るかどうかを決めるという方が中におられるんです。

というのは、どういう方かという、ご年配の方、それから、体に故障があって、車両の中の移動がスムーズにいかない、また、そういった方は非常に狭い車両の中での移動で、ほかの方にも物すごく気を使われるそうなんですね。

そういうことが障害になって、結果的に利用しないということにならないように、やはり、どんな方にも利用してもらえということの一つの大きな目的として掲げているわけですから、その実現のためにも、利用したいバスがわかるように、その表示をしていただきたいと思うんですね。

本線を走っているバスは、中ぐらいのと小さいのと2種類ということになりますけれども、この2種類がいつ走っているのかということは何らかの形でわかるように表示をしていただきたいと思いますが、このことはどのように対応されるお考えかお聞かせください。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 基本路線は、29人乗りのマイクロバスと乗車定員14人乗りのコミューターで運行をいたしております。

ただいま時刻表にその種類を明示をしていただきたいというご質問でございますが、現在、ご意見をいただいておりますみさき公園駅ルート、これ支線でございますが、そのダイヤ改正の見

直しを現在検討しているところでございます。

この見直しに伴い、時刻表も改定し周知する必要もございますことから、その際にバスの種類を明示してまいりたいと考えておるところでございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいまみさき公園ルートについて改定を検討中ということで、これは要望を受けての迅速な対応であると認めるものなんですけれども、具体的には、その改定に伴う時刻表の改定というのはいつごろお考えでしょうか。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 お答えいたします。

明確にいつからというのは今のところお答えはできませんけれども、できるだけ早急にということで町長からも指示を受けているところでございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 これは、今のお答えから推測しますと、実証運行機間が終わるまでを待たずにやるつもりだということだと思ふんですね。

ということで言いますと、数カ月以内というイメージを持っていいのかなというように考えているんですけれども、そのときにあわせて時刻表に明示をするということでありました。

その数カ月の間、何かできる努力はないか。

一つは、これは不十分ではあるんですが、今、バス停にある時刻表に、例えばシールなんかを張って、こっちの時刻はマイクロバスです、こっちの時刻はコンピューターですというのがわかるようにするといったようなことであれば可能かなと思います。

どっちにしろ、みさき公園ルートの時刻の改定を考えておられるわけですから、その後、また時刻表そのものを変えて回らないといけないということも発生しますので、一度、今あるバス停にあるものに一定の表示をしても、また次、変えるときにそれは変えることができるということになろうかと思ひます。

実務的には大変なことだと思ひますが、ぜひ、この数カ月の間の措置もご検討をいただきたいと思ひます。

四つ目に、ダイヤの見直しにかかわってお尋ねをしたいと思ひます。

これは2種類の事柄が主に訴えとしてありまして、一つは、土日祝ダイヤの見直しを求める声が多く寄せられております。

この土日祝ダイヤの見直しを求める声については、前の大新東さんが運営する前のときから要望としてはあるんですが、やはり、土日祝のスタートの時刻が遅いという問題なんです。もっ

と早くからバスを走らせてほしいということで、特に今、寄せられている声が多いのが、土曜日のダイヤの改善を求める声意外に多いんですね。

というのが、まだまだ土曜日でも平日と同じように勤務されている方が一定数おられるんだろうとも思いますし、また、土日祝という、平日とは違う遠方へのお出かけということもあるんでしょうが、やはり朝6時台や7時台のバスを求める声がある程度ありますので、このこともぜひ検討していただきたいと思います。

それから、ダイヤについては、終わる時刻が早すぎるという声も寄せられています。夜9時台の運行を求めている声がありますので、この2種類のダイヤの見直しについてもぜひ前向きにご検討をいただきたいと思います。

このことについては、今、明確なお答えというのは難しいかなと思いますので、この実証運行期間中、今年度中ということですが、その中で出てくるほかの課題とも合わせて、ぜひ解消を図っていただくように検討をお願いしたいと、これは要望しておきたいと思います。

それから、五つ目に、支線の問題で運行の改善を求める声も寄せられています。

支線の利用者から、これは孝子のコースを利用しておられる方だと思えますが、もう一駅分延ばしてもらって、役場へも行けるようにしてほしいという声があります。

それから、淡輪コースの利用者の方から、里海公園の西口だとか、淡輪郵便局前のバス停にも停車してほしいという要望が寄せられているんです。

こういった声にもぜひ前向きに、それもできるだけ早くお答えをいただきたいと思うんですが、このことについてはいかがでしょうか。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 乗り継ぎ支線のご質問でございますが、乗り継ぎ支線につきましては基本路線への乗り継ぎを目的として運行していることから、基本的には最初に基本路線と接続する停留所までを運行区間としております。

ただし、孝子方面につきましては基本路線がないということで、基本路線と一番近い接続点であるオークワ前まで運行するというようにしたものでございます。

また、淡輪駅ルートにつきましては、淡輪ヨットハーバーの停留所を新設したことに伴いまして、淡輪駅を経由することから乗り継ぎ停留所を淡輪駅としているところでございます。

支線につきましては、来年度に市町村運営有償運送に転換をするということとしておりまして、それとあわせて地域公共交通会議のご意見もお聞きしながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 一定の考え方を持って運営をお考えだとは思いますが、こういった要望は一定数ありますので、ぜひ前向きにご検討いただきたいと思います。

特に淡輪コースでは、先ほど申し上げた里海公園の西口や淡輪郵便局前というのは、バス停があるのにそこにとまらずにバスが通り過ぎてしまうということが現実にかかるわけですね。

バス停があるのに、どうしてもとまってくれないんだと、すごく自然な、素朴な思いだと思いますので、ぜひこういった要望にもお応えをいただきたいと思います。

それから、バスの問題については最後になりますが、車両が小さい、狭いという問題の解消を図っていただきたいということでもあります。

この4月から町が直営するということになりまして、それまでいろいろ努力してきた経過も承知しておりますが、結果的には、今のバスを運行しているという格好になっております。

寄せられる声としては、先ほど申し上げたところでもあるのですが、やはり、車内での移動に非常に苦勞をされている方が多くおられるようであります。

また、シルバーカーですとか、あと釣り客の釣り用の荷物なんかも一定の大きさがありますので、そういった方の乗車が非常に困難になっております。

私も実際にお見受けしたところもあるんですけども、なかなかバスの入り口から、まずバスの中に入れるのが難しいというケースもありました。

また、このバスの車両が小さいということから、雨の日ですとか町外からの行楽グループ、一定数のグループが乗ってくることもありますし、そういったことを想定したときに、やはり、積み残しの対策としても、今後、大きなバスが必要になってくることは容易に考えられることではないかなと思います。

私は、バスの購入時にも申し上げましたが、やはり、今以上の大きさのバスの購入がいずれ必要になってくるんじゃないかという問題提起を行ってまいりました。このことについても、今後、また必要に応じてご検討をいただきたいと思います。

このことについても要望にとどめたいと思いますので、ぜひ岬町としても前向きにお考えをいただきたいと思います。

なお、今申し上げたのは、比較的要望の多かった事柄でありまして、返信をされてきたはがきには、さまざまな要望がありました。それについては、また個別具体的に担当課のほうにお伝えもし、要望に応じていただくべく求めていきたいと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

1点目のバスのことについては、以上で終わります。

2点目のアスベスト、石綿被害の救済についてお尋ねをいたします。

泉州地域には、過去に石綿工場が集中していた歴史があり、アスベスト（石綿）による健康被

害や患者が多く存在します。

これまで、粘り強い運動を通じて、現在では健康被害への一定の補償がなされておりますが、救済制度が十分に知られておらず、本来救済されるべき患者が放置されている事態が十分に考えられます。

岬町としても、実態の把握や制度の周知に努め、被害者やその家族、遺族への確実な救済と補償を求めるものであります。

まず、実態の把握についてお尋ねしたいと思います。

過去に健康リスク調査といったものがなされたようではありますが、その実施概要と結果についてお示しいただきたいと思います。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 アスベスト、いわゆる石綿は肉眼では見ることができない非常に細かい繊維からなっております、空気中に飛散しやすく、吸入されて人の肺胞に沈着しやすい特徴がございます。

この体内に滞留したアスベストが原因で肺の線維化や肺がん、悪性中皮腫などの病気を引き起こすことがあり、泉南地域のアスベスト工場の元労働者やそのご遺族の方々が石綿による健康被害をこうむったとして国に対し損害賠償を求めた大阪泉南アスベスト訴訟において、国が規制権限を行使してアスベスト工場に局所排気装置の設置を義務づけなかったことが、国家賠償法の適用上、違法であると判断が示されたのは記憶に新しいところでございます。

先ほど議員ご指摘の、健康リスク調査でございますが、まず、第1次、第2次と行われてございまして、第1次石綿健康リスク調査は平成18年度から平成21年度に行われ、一般環境を経由した石綿ばく露による健康被害の可能性があり、調査への協力が得られた大阪府、尼崎市、鳥栖市の3地域において石綿取り扱い施設の周辺住民に対して問診、胸部X線検査、胸部CT検査を実施することにより、石綿ばく露の医学的所見である胸膜プラーク等の所見の有無と健康影響との関係に関する所見を収集し、石綿ばく露の地域的広がりや石綿関連疾患の発症リスクに関する実態調査を行ったものでございます。調査対象につきましては、全国ベースで実人数で3,648人と聞いております。

また、第2次調査につきましては、平成22年度から平成26年度に行われまして、1次調査の解析に加え石綿ばく露の状況の違い等による石綿関連所見や石綿関連疾患の発生状況の比較等を行い、石綿ばく露者の中長期的なあり方を検討するための治験を収集することを目的として、問診、胸部X線検査、胸部CT検査を実施したもので、これも全国ベースで実人数は4,978人でございます。

ただ、岬町の調査対象者数及び結果等につきましては、大阪府、また大阪府を通じて国にも問い合わせをさせていただきましたが、教えていただけませんでしたのでご理解をいただきたいと思えます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 現在、第3次の石綿ばく露者の健康管理に係る検診というのが行われているところですが、これについても、第1次、第2次と同じようなものと考えてよろしいのでしょうか。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 環境省では、先ほど答弁申し上げました第1次、第2次の健康リスク調査において一定の治験を得たということから、平成27年度以降は、仮称でございますが、石綿検診の受診に伴う課題等を検討するための試行調査として調査、検討を行うこととして、石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査、これは平成27年度から平成31年度まででございますが、その調査を行うことになり、岬町が環境省及び大阪府から委託を受けて検診を実施しているところでございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 先にお答えをいただいていた実態の把握の問題で、岬町の方がまた第1次、第2次の調査に何人協力をされたのか、また、その方の中で医療に結びついた方、または経過観察的な1年ごとの医療検査等が必要になった方など、振り分けと申しますか、段階分けがされるわけなんですけれども、岬町の方が何人ぐらいそういった対象になったのかということについては、努力をして大阪府や国にも問い合わせをいただいたようではありますが、教えてもらえなかったということでありました。

これについては、わからないわけではないですから、教えてくれない理由がどこにあるのかちょっとよくわかりませんが、やはり教えてもらう必要があると言うことは思います。

それから、それにかかわって申し上げますと、2006年の3月議会のときには議会で一定の答弁があったんですね。

これは当時の川端議員の代表質問に対する答弁で、現任者ではないものが部長としてお答えをされていたときでありますけれども、第1次の検診のときの1回目は21名の受診者があり、そのうちの8名の方が医師による個別相談を受けておられますと。

それから、21名の受診結果について、そのうちの1名が要精密検査となったと。その方については、さらに1年後、もう1年後という形で精密検査を受けていくということが語られておりました。

それから、2回目の検診が2006年に、今度は泉南市保健センターで実施をされたときなんですけれども、このときについては岬町からは3名の方が受診されたというように、この当時は答えておられますので、特に個人を特定する目的があるわけでもなし、実態把握をして健康被害の救済や医療にきちんとつなげられていっているのか、岬町としてもぜひ把握をする努力を強めていただきたいと思います。

それから、今、第1次、第2次、第3次について実施内容をお示しいただいたところなんですけれども、これは、国がやる試行調査、またがん検診等の協力をお願いしますというものに過ぎないわけなんです。

ですので、これは実態の把握という意味では、協力に対して協力しようかなと思った人は積極的に来てくれるんですけれども、不安がある方の中でも協力しようと思えない方については数として把握をされないわけですから、なかなか実態の把握には結びつかない不十分な施策だと言わざるを得ないと思うんです。

そういった方については、医療など必要な措置に結びつきづらいという形になってしまいますので、やはり、きちんと救済制度に結びつけていく、また、医療の措置が受けられるようにしていくということについて、岬町として、今後、努力をぜひ図っていただきたいと思います。

これまでも、例えば保健センターに資料が置いてある、またポスターが張ってあるといったようなことはされてきたと思うんですが、より踏み込んだ形の周知の努力を図っていただきたいと思います。

そういった制度の内容についてもこの場で確認をさせていただきたいと思います。

健康被害を受けられた方への救済制度、実際にはどのようなものがあるのか、この場でご紹介をいただきたいと思います。

○道工晴久議長　しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長　石綿で健康被害に遭われた方への支援、救済制度といたしましては、まずは労働者等で石綿にさらされる業務に従事することにより健康被害が生じた場合、労災保険の給付を受けることができます。

労災保険では療養給付、休業給付、傷病年金、障害給付、介護給付、遺族給付及び葬祭料がございます。

また、石綿による被害を受けられた方、また、そのご遺族の方で労災補償の対象とならない方に対しましては、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づきます石綿健康被害救済制度が創設されてございまして、救済給付といたしましては、ケースにより給付内容は異なりますが、指定疾病に関する医療費の自己負担分の医療費、治療に伴う医療費以外の費用負担に対する給付

でございます療養手当、そして、指定疾病が原因で死亡された認定患者の葬祭費用に対する給付である葬祭料、また、指定疾病が原因で死亡された方のご遺族に対する給付である特別遺族弔慰金、指定疾病が原因で死亡された方の葬祭費用に対する給付でございます特別葬祭料の給付が受けられるという制度になってございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今、一定の救済制度についてご紹介をいただきましたが、こういった救済制度がありますよというような角度からの周知を岬町として行ったことが過去にあったでしょうか。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 先ほどご答弁いたしました第1次、第2次の健康被害調査、そして平成27年度から行っております調査につきましては、毎年、岬だよりの10月号、あるいは11月号で周知を図り、協力を呼びかけているところでございまして、平成27年度からの調査につきましては岬だよりに加えてホームページで周知をしているというところでございます。

ただ、救済制度につきましては、その対象で来られた方につきましてはパンフレット等をお渡しをして周知をしているところでございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 このアスベストによる健康被害というのは、今後も一定の時期まで続くことが明らかであります。

言うまでもありませんけれども、アスベストを扱う事業に携わっておられた労働者、また、その家族、そして、そういった工場があったような場所の周辺にお住まいだった方等、このアスベストによる健康被害を受けた方には全く何の責任もないわけなんですよ。

それだということに健康が阻害される、そして命が縮められる、また、症状としては呼吸器の疾患が多いですから、非常に苦しい、本当に苦しい最期を迎えることとなります。

せめて、こういった方々に十分ではないにしろ、一定の安心、また補償を受けていただけるために、岬町としてこの制度の周知の努力を図っていただきたいと思えます。

今、紹介があったとおり、岬町として岬だよりで紹介してきたのは、健康リスクの調査、試行調査がありますからそれにご参加くださいという角度からの周知でしかないわけですね。

ですので、その角度からの周知はもちろん今後も続けていただくとして、それとあわせて、何らかの形でアスベストによる健康被害の不安をお持ちの方がおられたら、一刻も早く医療に結びつく、そして、必要な方にはきちんと補償が受けられる、そういう、こんな制度がありますよと、不安な方はぜひこちらへ連絡してくださいというような周知についても努力をしていくべきではないかと思うんですが、このことについてはいかががお考えか、お尋ねしたいと思います。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 答弁させていただきます。

先ほど答弁させていただきましたように、私どものほうは大阪府と環境省からの委託を受けて検診について実施をして、それに伴う周知をさせていただいているところでございます。

健康被害の救済制度につきましては、担当部局といたしますか、所管は大阪府でございまして、保健所のほうが管轄となります。

このことから、そういった視点での周知につきましては、保健所のほうと相談をさせていただきまして検討させていただきたいと思っております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 直接の担当は大阪府の保健所ということですので、そことよくご相談をいただいて、ぜひ制度の周知についてもご検討をいただきたいと要望しておきたいと思っております。

最後に、太陽光発電事業についてお尋ねをいたします。

太陽光発電は、発電時に二酸化炭素を排出しないクリーンなエネルギーとして地球温暖化対策に有用であり、2012年の固定価格買取制度を契機に導入、周知が広がっております。

再生可能エネルギーの普及を一層促進し、原子力や化石燃料に取ってかわるエネルギーとして安定的な供給を求めるものでありますが、実際の太陽光発電事業においては問題点も指摘されております。

岬町内でもここ数年、比較的規模の大きな太陽光発電事業が進んでおります。民間の事業活動でありますから、それ自体を否定するものではありませんが、安全性への不安や景観を損なうといった住民からの意見も寄せられており、発電事業を行うに当たっての近隣住民への事前の説明が不十分だった事例も起こっております。

今後、進出する太陽光発電事業においては、何らかの町独自のルールづくりを検討する必要があると考えます。

まず初めにお尋ねをいたしますが、現在、太陽光発電事業についての法的な規制はどのように定められているか確認をさせていただきます。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

太陽光発電事業の太陽パネルにつきましては、建築基準法に該当しない旨の国からの通達もございまして、議員ご案内のとおり、現状では法律、条例等で規制することは難しい状況となっております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今お答えの中で、法律、条例等で規制するのは難しい状況となっているというのは、現時点でという意味ですね。

はい、わかりました。

今、建築基準法のことを挙げていただきました。確かに、国土交通省からの太陽光発電施設、またパワーコンディショナーを収納する専用コンテナ等について、太陽光発電施設にかかわっては建築物に該当しないという考え方を取られているというのが基本的な状況となっております。

これ以外に、太陽光発電事業にかかわっては、例えば電気事業法ですとか、設置をする土地によっては農地法、都市計画法、森林法等も関連をしてくるわけですが、これらによっても規模や立地によってごく一定の規制はありますけれども、十分なものとは言えないというのが現状だと思います。

であるから、全国各地で太陽光発電事業にかかわって事故や訴訟が起こっているということであろうと私は考えております。

例えば、台風、また竜巻等の強風によって太陽光パネルやそれを支えている架台が吹き飛んだり、管理が不十分だったことなどから火災も全国各地で発生をしております。

こういった事故を受けて、経済産業省では事業者や個人に対して注意喚起を行っておりまして、この4月には台風前の点検を要請する通知を発しているところであります。

また、訴訟については、景観が疎外されたことに伴う訴えや、反射光や反射熱による被害の訴えなどが起こされております。

岬町内でもこういったことが発生しないように、何らかのルールが必要ではないかと考えるものでありまして、今回質問をさせていただいているところであります。

先ほど確認させていただいたとおり、現時点では法的な規制が不十分で、全国各地で問題が発生するもとの、太陽光発電事業の開発にかかわって独自にルールを設けている自治体が全国に広がっているというのもまた事実であります。

今年の4月に環境省において「太陽光発電事業の環境保全対策に関する自治体の取組事例集」と題した資料がまとめられました。

この資料は、太陽光発電事業によって地域の自然環境、生活環境や景観の影響について懸念されるケースも見受けられるようになり、その影響が地域の状況に左右される面もあり、現場をよく知る自治体の取り組みが効果的な場合も多いとして、自治体職員を中心に活用することを目的に作成されたものであります。

この事例集の中では、幾つかの自治体の取り組みが紹介をされておりますが、時間の関係もありますので、ここでは静岡県富士見市での事例についてお尋ねをしたいと思います。

富士見市では、景観、自然環境、生活環境の保全と再生可能エネルギー源との調和を図ることを目的に取り組みが実施されておりますけれども、この富士見市での取り組みについて制定された条例の名前であるとか、また、対象となる規模の要件、そして、制度の特徴などについてご紹介をいただきたいと思っております。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

制度名でございますが、「富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」。

対象となる規模、要件でございますが、土地に自立して設置する太陽電池モジュールの面積の合計が1,000平方メートルを超える大規模な太陽光発電設備となっております。

制度の特徴でございますが、富士宮市内において対象となる再生可能エネルギー発電設備を設置する場合は、条例に基づき事業に着手する60日前までに市長への届け出と同意申請が必要となるものでございます。

また、届け出に際しては、自治会、近隣関係者への説明報告書を添付する必要があるございまして、地元説明会の実施を事実上義務づけているような状況となっております。

もう1点、1,000平米未満の事業につきましても、小規模な再生可能エネルギー発電設備設置事業に関するガイドラインを参考にした設置を奨励しているという状況でございます。

条例の施行につきましては、平成27年7月1日に公布施行されております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 現時点では、規制をするためのルールが整っていないために、開発が行われようとしている市町村がその動きそのものをキャッチすることができないという実態があります。

今、ご紹介をいただいた富士宮市では、もちろん一定の大きさの規模等があるわけですが、一定の大きさの開発に対しては届け出が必要となりますし、また、その届け出とあわせて地元説明会の実施も義務づけられている状況がありますので、開発をされる市町村も知ることができますし、また、関連する地域の皆さんも知ることができるという、そういう仕組みづくりを行っておられます。

こういったことは全国で広がっているんですけども、条例ですとか要綱、またガイドラインなどはその地域ごとに非常に多様な形で設置をされています。

それは、その自治体ごとに条件や環境が異なるということから当然のことではありますが、岬町には岬町に合ったルールづくりを検討していく必要があるのではないかと考えるところであります。

初めに申し上げたとおり、太陽光発電事業は地球温暖化の防止、また低酸素社会の実現にとって有益でありますし、普及の促進を図るべきとの立場ではありますが、安全性の確保や自然、生活環境との調和は大前提の問題であります。

また、万一の事故などの際、実際に被害を受けるのは岬町民である可能性が高いことから、また、強風によるパネルの飛散事故の場合には発電事業者は強風の被害者にもなり得るわけですが、飛散したことに伴う加害者にもなることを考えると、事業者を守る観点からも新たなルールづくりが必要ではないかと考えるところであります。

今後の前向きな検討とルールづくりを大いに期待するものでありますが、現時点でこのことについてルールづくりに対するお考えを問うのはちょっと難しいかなと思いますので、ぜひ今後、積極的に検討を開始していただくことを強く期待をして私の質問は終わりたいと思います。

○道工晴久議長 中原 晶君の質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は、あす9月7日午前10時から会議を開きますのでご参集ください。

どうもご苦労さまでございました。

(午後4時17分 散会)

以上の記録が本町議会第3回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成28年9月6日

岬町議会

議 長 道 工 晴 久

議 員 田 島 乾 正

議 員 奥 野 学